

福祉文教委員会会議録

平成29年9月20日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 17:05

案 件

1. 議案第56号 平成29年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第57号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例
3. 議案第58号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例
4. 議案第60号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例
5. 議案第61号 飯塚市保育士生活資金貸付金条例
6. 議案第62号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例
7. 議案第66号 指定管理者の指定(飯塚市立図書館)

【 報告事項 】

1. 高齢者実態調査の結果について
2. 平成29年度「新しい学びプロジェクト授業研究会 in 飯塚」について

○委員長

ただいまから、福祉文教委員会を開会いたします。議案第56号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

補正予算書の15ページをお願いいたします。「議案第56号 平成29年度 飯塚市介護保険の特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

まず、第1条保険事業勘定の債務負担行為は、17ページの第1表に記載しておりますように、地域包括支援センター運営委託料につきまして、平成30年度当初から、新たに飯塚片島地区、鎮西地区、庄内地区の3カ所に地域包括支援センターを設置するに当たりまして、本年度に契約の締結や保険者への届け出、受託者との事務取り扱いの調整等の準備行為が必要となり、債務が後年度にまたがるため、平成29年度から30年度までを期間としまして、4746万3千円を限度額としまして、債務負担行為を設定するものでございます。以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第56号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第57号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第57号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」案の説明を申し上げ

ます。議案書の1ページをお願いいたします。

本条例案を提案する理由といたしましては次のとおりでございます。奨学資金の貸し付けを受ける者に対し、卒業後に市内に居住することで、その返還額を一定額免除することで返還時の経済的負担を軽減することで、これまでよりも利用しやすい奨学金制度にし、教育機会の均等に寄与するための関係規定を整備するため本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、3ページからの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、まず第1条及び第5条第1号において文言の整理を行っております。第5条第4号には、同類の機会が特定の者に集中すること及び多重貸し付けによる過重な返済を避けるため、他の奨学資金の併用禁止に関する規定を整理しております。第6条では、これまで、市内大学進学者への優遇措置として市内の短大、大学に在学する場合、貸付額を加算することとしておりましたが、市内居住者に対する奨学資金の返済免除という、優遇措置対象者の拡大を図ったため、この規定については削除するものでございます。第11条は返還開始時期について、卒業から「6箇月後」としておりましたものを「1年を経過した後から」としております。この変更の理由としましては、市内居住者の奨学資金返還免除を、前年度に居住した期間に応じて免除することとしたものでございます。具体的には、奨学金の返済は毎月定額を返還していただきますが、前年度に1年間居住していれば、当該年度の返還額を12月分免除、5カ月居住していれば、当該年度の返還額を5カ月分免除するという制度設計を行うものであります。また、第6条で市内大学進学者への加算について削除したことに伴い、返還についても加算に関する部分を併せて削除しております。第13条の返還の免除について、第3号に「卒業後に市内に居住するとき」という要件を新たに追加しております。

別表につきましては、貸付額、人数、返還期間を示しております。まず、平成26年4月から高等学校については国において修学支援金制度が導入されておまして、公立の高等学校においては一般的な家庭において授業料が無償化されていることから、公立高等学校を削除することとしております。また、私立高等学校、高等専門学校においては、修学支援金制度の適用を反映させ、貸付金額を2万5千円から1万5千円に改正しております。新規貸付人員についても、公立高等学校進学者想定人数を削減したため、18人から10人へと改正しております。

なお、今回の改正の適用につきましては、平成30年4月1日以降の新規貸し付け分からとしております。4ページの附則にあります経過措置として、現在、奨学資金制度利用者も本制度による奨学資金の借り換えができること、その際現行制度で貸し付けを行っている奨学資金の返済については卒業後からでよいことを規定しております。ご参考までに、今回条例改正に伴う改正する規則案を資料としてお配りしております

以上簡単ではございますが、議案第57号の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

今現在の高校、高等専門学校の分について、ここ近年の奨学金を受けている方の人数をお知らせください。

○学校教育課長

ここ近年の貸し付けの人数でございますが、今ご質問がございました高校についてご説明いたしますと、平成26年度及び平成27年は0名でございます。平成28年度は高校が2名、そして平成29年度が高校2名となっております。

○宮嶋委員

高等専門学校はゼロということなんですかね。

○学校教育課長

先ほどの数字の中で本年度の高校2名のうち1名が高等専門学校となっております。

○宮嶋委員

その高校生、去年とことしは2名ずつということで、1名は高専ということですが、公立高校と私立の人数はどんなふうになりますか。

○学校教育課長

公立高校につきましては、平成25年度の公立高校につきましては、先ほど申しあげました人数の中では、0名となっております。

○宮嶋委員

今回、授業料が公立高校の場合、無料になったということで、公立高校を除外して、私立の高校生だけということで人数も減らされています。利用者がなかなか思ったより少ないというのが感想なんです。公立高校の子どもたちも今のところ応募がないんでしょうけれども、いわゆる授業料以外にも本当はたくさんのお金がかかわるわけですね。だから、あえて公立高校は外しますよというのはやらないほうがいいんじゃないかなと思いますが、その辺の論議をされましたのでしょうか。

○学校教育課長

公立高校につきましては、まず国の制度といたしまして、高等学校就学支援金、これは授業料相当額の支給がございます。あわせてそれ以外の制度といたしましては、県の高校生等奨学給付金ということで、これが、今ご質問の対象にもあります授業料以外の教育に必要な経費に対する給付金の支給など、現在、高等学校においては、幅広い支援制度が設けられている現状もございます。このような現状踏まえて検討を重ねた結果、本奨学金制度につきましては、先ほどの説明の繰り返しになりますが、今回、公立高等学校につきましては、その対象から外したという結論に至っております。

○宮嶋委員

授業料相当額以外にどのくらいの金額が1人の子どもに出ているのでしょうか。

○学校教育課長

公立高校は、それぞれ学校によって入学初年度にかかる費用というのは、若干差がございますけれども、市内のある公立高等学校の例でいきますと、初年度の年間総額でございますが、これは教科書や体操服、制服、その他必要な経費全てでございますけれども、約35万円から40万円というのが初年度にかかる全ての経費ということで、把握をしております。

○宮嶋委員

大変な金額ですけども、これだけの金額が補填されれば、家庭からの支出というのは、少なくともすむんだろうと思いますが、その辺どのくらいの家庭からの支出が必要かというのは把握していますか。

○学校教育課長

先ほど35万円から40万円という額で申し述べましたので、単純に計算をいたしましたら、これを月額で割りますと——ちょっと、すみません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:18

再 開 10:19

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

先ほど入学時に必要な金額をご提示いたしました。その後の、公立学校の場合でございますが、毎月いわゆる納入する金額といたしましては、1500円から2500円ということで把握しております。

○宮嶋委員

私立の高校の場合は、これは奨学金が減額されてるわけですがけれども、これは、どういう補填があって、この1万円を下げられたんでしょうか。

○学校教育課長

これは先ほどもご説明としました、国の高等学校就学支援金といたしまして、私立高校の場合も月額9900円、これは若干変動する場合もございますが、基本9900円が支給されます。そこで現行が2万5千円の貸し付けになっておりますので、この金額から9900円を減額し、その差から今回1万5千円といたしております。

○宮嶋委員

9900円ということで、1万円の減額ということですがけれども、これまた私立になると、授業料以外にも大変なお金があるんじゃないかなと思うので、ぜひ、その辺を削らなくてもよかつたんじゃないかなと思うんですが、私立の場合の経費とかいうのはわかりますかね。

○学校教育課長

私立高校につきましても、同じ私立高校の中でもコース、課程によって差がございますので、おおよそという金額になりますが、毎月の金額につきましては、6千円から9千円ということで把握をしております。

○宮嶋委員

それはいわゆる学校に持っていくお金だけだろうと思うんですよね。部活だとか、いろんなほかのもろもろのお金もあると思います。この奨学金は、第5条の奨学資金の貸し付けを受けるものとは次に上げる要件を備えていなければならないというところでですね、1の項目の中に、奨学生の生活費及び学資を負担する者、これは保護者のことなんだろうけれども、結局学費だけあれば、子どもが学校に行けるというわけではないと思うんですよね。そういう観点から、応募もこれだけ少なくということになれば、わざわざこの金額を下げなくても、できればもっとふやしてあげてもいいんじゃないかなというふうに私は考えたんですが、いかがですか。

○学校教育課長

この事業設計におきましては、まず現行の制度をもとに新たな条件を加えることによって、経済的に困難な方をサポートしていくということで考えております。それで、もともとこの現行の制度につきましても、いわゆる授業料の支援を中心に設計したものでございまして、どこまで飯塚市として支援するかという問題についても、検討いたしました。この授業料支援を中心にということで、先ほどから繰り返しご説明しております金額等に結論として至った経緯がございます。

○宮嶋委員

授業料だということで負担が下がったので、下げましたということですが、現状を見れば、この授業料だけで子どもが高校に行けるのかということら辺を考えていただければ、金額をわざわざ下げる必要はなかったんじゃないかなというふうに私は思っています。

この奨学金に関して、返還免除というのがあるんですが、卒業後に市内に居住したときに、これができるということなんですが、この規定をわざわざ設けたのはどういう理由ですか。

○学校教育課長

これまでの条例に市内に居住していれば、奨学金の返還を免除するという規定を追加したことによって、1つは冒頭もご説明いたしました。教育の機会の均等を図ることと、並びに市内においての人材育成、そして確保をその目的としておるところでございます。

○宮嶋委員

大学生ならもうちょっとわかる気はしますがけれども、高校卒業して、飯塚に在住しておかないと奨学金が返還免除にならないというのは、飯塚市内にそれだけその子どもたちが働ける場所があればいいですがけれども、地元に残りたくても残れないという子どもたちがたくさんいるわけ

ですよね。そのために、わざわざこういうことをするのかなというふうに思いますが、これは何年間住んでいなければならないとかいうのを含めて、その必要性についてお尋ねします。

○学校教育課長

高等学校につきましては、返還の月額が6千円で規定しておりますので、私立高校の場合は、7年6カ月が、ご質問にありました期間となります。それから大学につきましては、私立大学の例で申しますと、月々の返済額が1万2千円で規定しておりますので、その期間は15年ということで考えております。

○宮嶋委員

私立の高校でいけば、7年6カ月、毎月6千円を返さなくていいということですが、例えば3年いて、その後出ていけば、その後の分は6千円ずつ戻していくということになるんですか。

○学校教育課長

先ほど申しました、7年6カ月の期間において、住居する1カ月単位の免除を今回実施をしていくわけでございますから、7年6カ月の中において、転出して、また転入するというのもあると思いますが、またこちらに戻ってこられて、住んでいただければ、この7年6カ月の間においては、毎月免除の対象となるという制度設計にしております。

○宮嶋委員

今、卒業した後に、そのとき住んでいれば住んでいた月数、年数が免除になって、それから先引越して転出してしまえば、それから先は一括とかいうことではなくて、毎月毎月の支払いをしていくと。その逆もあって、一度出ていったけれども、戻ってきたら、戻ってきた時点で免除になるとそういう計算なんですね。わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

宮嶋委員とちょっとかぶるかもしれませんが、この条例の効果としては、先ほどちょっと言われました人材育成と確保ということですが、それ以外はないのでしょうか。

○学校教育課長

重ねてのご説明になると思いますが、まずもって現行制度よりも経済的理由に就学が困難な方に対して、借りやすい制度にしたという効果が1点でございます。そして、その後の効果と期待する効果といたしましては、優秀な人材の育成、確保ということで考えております。

○兼本委員

次に、ほかの奨学金もいろいろあると思います。この貸付金とほかの奨学金との飯塚市に居住した期間は免除になるという以外のメリットというのはどういったものがあるのでしょうか。例えば返済額であるとか、返済期間であるとか、いろいろ借りるに当たって、借りるほうもいろいろ考えると思います。条件等々を。そういったところで、この奨学金とほかの奨学金との違いといいますか、こちらを借りたほうがいいよというようなメリットというのは、ほかにどういうものがあるのか。

○学校教育課長

類似の制度につきましても、幾つか調査をさせていただいているところでございますが、例えば、養父市というところにおきましては、一定の年数、8年居住すれば——失礼しました。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:24

再 開 10:24

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

本市の制度のメリットでございますけれど、一言で表現いたしますと借りやすさというところに工夫をしているところでございます。もともと現行制度が奨学生が所属する世帯の収入が生活保護の基準の2.0倍以下であるということも他の制度と比べても借りやすいところがございますし、それから、成績要綱等も特に規定してないところも含めて、他の制度よりも借りやすいところが要素としてあるというふうに考えております。

○兼本委員

そうであるならば、恐らく借りられる方も多くなると思うんですが、例えば、貸し付けの決定の時期とか、そういったものの部分でも、親権者としてはいろいろ考えるところがあるんじゃないかというふうに考えますが、そのあたりはどのようになっていますでしょうか。

○学校教育課長

これは今後の課題といたしまして、支給の時期を少しでも早められるように、今後検討をしていこうというふうに現段階で考えております。

○教育部長

今回の奨学金に関しましては、入学前より募集をいたしまして、基本的には入学の決定通知が学校から出ましたら、即座に交付のほうをいたしますが、今、実は交付の時期が6月ぐらいまで待っているものを、できればもう少し早めに、4月の終わりだとか、そういうふうなところで交付ができないかというふうなことを、課内で検討しております。

○兼本委員

もう一点、返還のことで先ほども話がありましたが、高校生ですね。卒業して例えば大学に行きますよといった場合に、単純に家から通える大学であるならば、当然4年なり、短大であれば2年間通うわけですから、その期間は無償になるという形になるわけですね。返還する必要はないということでしょう。これは返還する必要がないということは、その分お金は減るんですか、それとも、ただ単に返還する返済期間がその分延びるということなんですか。

○学校教育課長

いま、ご質問いただいたのは、質問から申しますと、猶予ということになりますので、返還する期間が先に延びるということでございます。

○兼本委員

それともう一つ、第5条の第4項、「奨学資金に類する他の学資の給付又は貸付けを受けていないこと」と。ただし、市長が別に定めるものを除くというふうにありますけれども、これはどういったものが当たるようになりますか。

○学校教育課長

これは先ほどのご説明でも紹介させていただきましたが、1つは国の高等学校等就学支援金、いわゆる授業料に対する支援金並びに県の私立高校生等奨学給付金の2つを対象にしております。

○兼本委員

例えば就職して、月々先ほど、高校生が6千円、私立の大学が1万2千円と月々の返済が、これは本人の希望である程度一括で返済しますよといったようなことは可能なんですか。

○学校教育課長

返済に関しましては、今ご指摘のありました一括で返還をしていくということは可能でございます。

○兼本委員

そうすると、ほかの奨学金とのメリットとしては、飯塚市に在住の期間は返済期間が猶予されますよと。

○教育部長

高校生の場合、上級学校に進学されますと、通常であれば、借りた期間、学校を卒業すれば、

その後から返還が発生いたしますけれども、上級の学校に進学しますと、そこは返還は猶予になります。その規定は、先ほどお配りしておりました規則の第9条のところに返還の猶予として、2号に「在学する学校卒業後に更に上級の学校に入ったとき」には、返還を猶予する。その期間だけは返さなくていいですよというふうになります。大学までいまして大学を卒業した時点から今度は返還をしていただくことになります。ただし、返還をするに当たって、飯塚市に在住をしていらっしゃるれば、その期間の分は返還分を今度は免除しますということになります。

○兼本委員

高校生と大学生で、まずちょっと扱いが違いますよと。高校生は卒業して、その後進学をした場合には、その間は返済猶予。そして大学を卒業して、飯塚市に、全部これは飯塚市に居住していないといけないということですよね。飯塚市に居住している期間の分は免除すると、今度はその支払いが免除になるということですね。わかりました。

○奥山委員

ちょっと整理させていただきます。高校3年間いただいて、すぐに就職されれば、収入があるわけですから、そこらは返済が始まりますねと。7年6カ月、飯塚に居住があれば、免除になってきますと。高校を卒業されます。当然いただいて、大学へ行くか行かないかというのは、なかなかわかりづらいところもあると思いますけども、住民票だけ飯塚にありますと。例えば、県外の大学に4年間行かれました。そこはどういうふうにしてわかるのか、ちょっとお願いします。

○学校教育課長

大学にまた進学してこの制度を借りる際については、またそのときに、当該者が申請にまいますので、そこでその大学進学ということ把握していくことになります。

○奥山委員

いただくときはわかりますが、いただかない場合、居住に入ってしまうか、4年間は。収入はないんですけどね、大学行っているの。そこどういうふうにするのか、わかるのかなと。この高校、大学、引き続き借りられれば、その4年間猶予して、大学卒業して、収入ができれば戻してくださいねと。それはわかりますけれども、高校の3年間だけもらって、大学は県外に行かれて、住民票はここにありますが。ほとんどあると思いますけど、大学生の場合は。そこから始まりますね、高校卒業したら、翌月、4月から。これ、大学に行っているか、行っていないかというのはどうやってわかるのかなというふうに思います。

○学校教育課長

その形につきましては、当該者の方に届け出といいますか、申請をしていただくことになります。

○奥山委員

わかりました。ちょっと話が戻っていきますけれども、現在高校というのは、ほぼ義務教育に近いように、100%の方々が行かれるんじゃないかなと思いますけれども、そのパーセンテージをもし教育委員会のほうでお持ちであればお願いしたいと思います。それとその中で例えば申請はするけれども、その申請から外れるとかいう方がおられるのかどうか、何でこの利用される方が2人ということだったですけれども、少ないかというところ、理由がわかればお願いします。

○学校教育課長

まず、高校への進学率でございますが、平成28年度の結果でご説明いたしますと、高校進学率は96.8%ということになっております。2つ目のご質問でございますが、現行制度におきまして、奨学金の対象から外れた方、もしくは辞退した方でございますが、辞退が先ほどご説明しました平成26年度からでございますが、辞退が1名。それから、対象外となりまし

たのはご家庭の収入が基準を上回っていたということで、対象から外れたという方が1名ございました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

理由についてはありませんでしたが、各中学校10校ありますけども、事前にこの制度がありますよという、例えば保護者の方の皆さんにプリント等でお知らせをされていると思いますが、タイミング的にはいつ頃されているかをお願いします。

○学校教育課長

まず、この制度につきましては、6月、もう早い段階ですね、6月の段階で市内公立の中学校に関係資料を配布するとともにこの制度の案内をしております。また、それ以外といたしましては、さかのぼっての4月になりますが、4月の段階で市報のほうの掲載、また、ホームページの掲載等を行っているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

ちょっと聞きたいのですが、例えば、高校のときに借りて、一旦県外の大学に行って、市内に帰ってきて居住した場合はどうなります。

○学校教育課長

その形の場合は、大学の期間は猶予になりますので、大学を卒業して、そして1年後から返還期間となりますが、その大学卒業して1年間の間に飯塚市に住んでいた月の分だけが免除となる制度でございます。

○城丸委員

高校3年間借りますよね。そして、県外の大学に行きますよね。また飯塚に帰ってきて住むといった場合は、その3年間分は払わないといかんということですかね。

○学校教育課長

その場合は、猶予期間を終われば、高校の期間に借りていた分が返還対象となりますが、繰り返しになりますけど、市内に住んでおれば、その月の分だけが免除対象となります。

○城丸委員

それは後でゆっくり聞くとしても、そしたら、私も経験ありますけど、県外の大学行ったんですけど、住民票を卒業直前しか入れなかった。これは忘れておったとかじゃなくて、めんどくさかっただけですけど。ただ、そういうのが出てくるんじゃないかと思えますけど、それはどうなるんですかね。

○学校教育課長

まず学生が大学生の間は市内に住民票があろうと、市外であろうと、借りれる対象にはなりません。ただ、対象者の資格要件の1つに、いわゆる保護者の方ですよ。保護者の方が市内に1年以上住居を有しているということになりますので、その子どもが奨学生の対象になりますので、保護者の方がもし飯塚市外に出られて、その上で、自分の子どもをこの飯塚市の奨学金制度を使って奨学金を受けますということは、制度上できないようになっております。

○委員長

ごめんなさい、違うので。城丸委員、もう一度お願いします。

○城丸委員

私が聞きたいのは返還の部分を知りたいんであって、借り入れるときではなくて。意識的に住民票を持って行かないで、飯塚市内に置いてくんじゃないかというふうに思ってるわけですよ。そういうことがあれば。その辺はどうなんですか。

○委員長

わかりますか。

○教育部長

この制度は、返還時において飯塚市に居住をしていれば、その分だけ免除になりますということになりますので、大学卒業して実際に働いたりするときに、やはりその実態のある場所に住民票を基本的に置かれましようから、そこで、飯塚市に住んでいらっしゃれば免除になりますという制度設計です。

○委員長

違うんです。例えば、高校を卒業しました、大学に進学しました。だけれども、住民票を置いたままだったんです。だけれども、進学しましたと言って規則の9条の届出をすれば返還猶予なのはわかるんですけど、返還猶予じゃなくて、故意に免除申請をしたときに、どうやってわかるのか。そういうところでしょう。大学に行っているんだけれども、大学に行っているんだよと言わずに、高校の奨学金をチャラにしてよという申請が出たらどうなりますということなんです。

暫時休憩いたします。

休 憩 10：44

再 開 10：53

委員会を再開いたします。

○教育部長

先ほどの、城丸議員の想定のお尋ねですけれども、実際、現在のこの条例の中では、そのような形でご利用なさる方は、実は想定はしておりませんでしたし、現在、奨学金の免除申請書の中には免除を申請する理由として、書いていただきますが、そのような場合は、虚偽の申請となってまいります。ただ現行の今お渡ししている規則の中でも、そのような対応については明記しておりませんでしたので、今回、この規則については、今後少し今のご質問もいただいたところで、整理をさせていただきたいと思います。

○城丸委員

わかりましたけど、やっぱり、県外の大学に行っても住民票を移さない人が結構多いんですよ。前ですけど、我々の議員のあれでも住民票を持っていくとか言われたりしたことがあって、けっこうあるんじゃないかと思います。そういう市内居住要件が出てきたら、余計出てくるんじゃないかというような気がしますので、その辺はよろしくお願いします。

○兼本委員

ちょっと今の件で関連というか、もう一つちょっと確認したいものがあるんですけどね。5条の第1項に「本市に引き続き1年以上住所を有し、奨学生の生活費及び学費を負担する者の子等であること。」ということになっていますよね。この奨学生の資格の対象がなっていますよね。となると、例えば大学生であっても、親が飯塚に住んでいた場合というのは、例えば高校生から大学は別の所に、例えば大学は県外に行きましたという方もいらっしゃると思います。そういう方も別段この融資は受けられるわけですよ。受けられるわけでしょう。そしたら、先ほど城丸委員が言われた住民票を学生の住民票云々じゃなくて、保護者が飯塚市に住んでいるという条件があれば、その先ほどの猶予であったりとか、高校生の猶予というのも受けられるんじゃないのかなというふうに思いますし、それともう1つが大学生も別段その家から通う必要とかそういうのは一切ないということでもいいんですよ。ですよ。卒業して本人が今度は、社会人になった場合、これ別に社会人になる必要もないんですかね。とりあえず飯塚市に住めば、その後の返済義務は免除されるといった形ではよろしいんでしょうか。

○学校教育課長

まず、1つ目の質問でございますが、奨学金を借りるときの1つの要件といたしまして、い

いわゆる保護者の立場になるものが本市に引き続き1年以上、住所を有しているということが条件となりますので、その条件を満たしておれば、この制度を申し込むことができるようになります。それから飯塚市内に在住すれば、全て免除になるかという、その他の条件でございますけれども、納付すべき税に滞納がないこと、また返還すべき奨学金がある場合、それを滞納してないこと、こういったことを最低限の条件として付けることを今考えております。

○兼本委員

例えば高校生、大学生といった形でこの奨学金を借りた場合に、高校生は7年6カ月の返済期間と。大学でいうなら、私立の大学に行った場合には、15年となりますが、これは連続で借りる方っていうのは、もう全く高校生のときの部分と、大学生の分は別々に考えてやるのか、もう一括して考えるのか、どのようになるんでしょうか。

○学校教育課長

返還につきましては、一括して返していただくこととなりますので、大学を卒業して1年後、毎月の返還額につきましては、1万2千円に6千円が加算されますので、1万8千円の返還額となります。

○兼本委員

それは、7年6ヶ月間そうということですか。それとも逆に、大学卒業すると15年というのがあるから、その15年の枠の中ではいけないということなんですか。

○学校教育課長

高校のときに借りた分につきましては、7年6カ月の間が対象となりますので、その期間、飯塚市内に住んでおられれば、免除になります。その後また私立大学の場合は、それ以降も15年間の分がありますので、そこから先は高校の分だけがその対象となってまいります。

○兼本委員

というと7年6カ月は1万8千円。それ以降残りの返済は1万2千円ということでもいいですよと、そしてその方が飯塚市に住んでいる間は両方とも免除になるという形ですね。わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

先ほど私も質問したんですけど、例えば、高校を卒業して県外の大学に行って、また市内に帰ってくるというようなときは、4年分は払わないといけないということですよ。その支払い資格ができてからですよ。7年6カ月ですよ、これね。支払いは4年間は払わないといけないということですよ。残りの3年6カ月を住めばその分はいいけど、ということじゃないんですか。

○学校教育課長

上級学校に行った場合が、いわゆる猶予という対象となりますので、その間は払う時期がずれるということになりますから、大学を卒業して1年後の7年6カ月の間、市外であれば払っていただくこととなりますし、市内であれば、免除の対象になるということでもありますので、猶予でございますから、払う期間がずれるというだけの考え方でございます。

○城丸委員

4年間は市外に出るわけですよ。4年間は市外に出て、あと3年6カ月は払うと大学のときは借りないということでもいいですか。その4年間というのは払わないといけないとさっき言ったでしょう。猶予はするけど、能力ができたなら払わないといけないということじゃないんですか。

○学校教育課長

猶予でございますので、払う期間がずれるだけでございますから、大学を卒業して1年後か

ら、7年6カ月がその対象となります。大学に行っているから、その4年分がカットされるのではなくて、猶予でございますから、大学を卒業して、そして1年後からの7年6カ月がその対象となるというのが制度でございます。

○城丸委員

7年6か月住んでいれば満額免除ですよ。これは間違いないね。私が言いたいのは、4年間分は市外に出てるわけでしょう。その分は払わないといけないんじゃないですか。猶予というのは延期でしょう。延期でしょう。そのまま残るんでしょう。だからあとの3年6カ月は市内に住むわけですよ。帰ってきて。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:05

再 開 11:09

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

例えば高校生、高校を卒業して、大学行けなくて予備校に行かなくちゃいけないといった場合の対応というのはどのようにされるんでしょうか。

○学校教育課長

これにつきましては、上級の学校等に進学した場合ということに該当すると考えまして、猶予と考えております。

○委員長

「等」って入っていませんけど。そこも考えてくださいね。

○兼本委員

それと、先ほどちょっと確認したんですが、飯塚市に在住だけしていれば、働いてなくても返済は免除されるんでしょうか。

○学校教育課長

これにつきましても、さまざまなパターンといいますか、例えば、専業主婦の場合とか、さまざまなパターンがありますので、考えました。その結果といたしまして、先ほどご説明しましたが、納付すべき税に滞納がないことや、返還すべき奨学金があるのに、それを滞納してないということを経験するという結論に至っております。

○兼本委員

それはさまざまなパターンで考えられたんですか。例えば、働く意思がないといったような場合にはどうされるんでしょう。先ほどこの条例の効果として求められているのは、飯塚市の市民の人材育成とその確保というふうにおっしゃられていましたが、そのあたりと合致しないんじゃないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育部長

今回この免除規定を規定するに当たりまして、やはり、おっしゃるとおりいろんな方々がいらっしゃると思いました。就職できている方、それから本当に仕事を探していらっしゃる方、またそれから、結婚して家庭に入られる方、ご病気になられる方、いろんな方がいらっしゃるというふうにご覧いただきまして、そのお一人お一人に規定を策定していくというのは非常に困難であることと、それからやはりこの飯塚市にお住まいであれば、何らかの飯塚のまちづくりにも参画いただけるだろうと。お仕事探していらっしゃる方においてもいろんな機会に飯塚市のまちづくりに参加していき、参画していただきたいと、そういうふうなことで飯塚のまちづくりにも協力いただけるのであれば、今回、先ほど申し上げましたとおり、税金のかかっている方に対しては税金をきちんと払っていること、そして、奨学金の返済がかかっている方に関しては、奨学金をきちんと滞納なく納めていること、その条件によってのみ今回の免除の規定を縛ると

いうふうな形が、一番皆様にとってもわかりやすいのではないかというふうなことの結論に至りまして、このような制度設計にしたものでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:13

再 開 11:14

委員会を再開いたします。

○兼本委員

今おっしゃられたように、働くという条件をつけるということになるといろんな方がいらっしゃるということではございます。それもいろんな方がいらっしゃるというのは私も思いますが、これ税金を投入して行っていくということですから、本当にもうどうしても条件として、先ほど専業主婦であったり、病気をされてあったりとかいう方もいらっしゃれば、そうでない方ももしかしたらいらっしゃるかもしれません。そのあたりはもうちょっと熟知していただきたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

ずっと先ほどから約1時間少し審査させていただきまして、やっぱり経済的な理由で教育の機会を失うことがないようにというすばらしい条例だというふうに思います。1つだけ、財政についてちょっとお伺いします。貸付基金管理費ですかね。約1億6千万円強ありますけれども、今までですと、借りて返してくるという、これがずっと減っていかないというのがありましたけれど、今回は飯塚市内にお住まいになられたら戻さなくていいという、これは当然減ってきます。ずっと10人とか8人とかいろいろそれぞれありますが、それぞれの方が定員数ずっと借りていかれたときに、これがどういうふうになっていくのか、シミュレーションというか、そういう心配もしていきますけれども、その辺を事前に何かやってあるかどうか、お伺いします。

○学校教育課長

この辺のシミュレーションといたしまして、想定として、今回高校10名、それから大学等18名、18名の方も私立大学という金額の一番高いところでこの制度、借り続けたという想定でシミュレーションをしております。この場合、平成49年度をピークに、この制度を維持していくためには、最大で先ほどご説明もありましたが、1億1665万5千円の不足が見込まれて、翌年の50年度の貸し付けに必要な金額であります4428万円を加算しますと、1億6088万5千円を基金として積み立てなければ、この制度は維持できないということで、今回補正の中でその要求をしているところでございます。

○教育部長

あわせて、今回その奨学金の返済を免除することになりますので、今、高校が10名、大学が18名の定員を考えておりますが、その方々が全てお借りになって、そして全ての方々が飯塚市にお住まいになるといたしますと、1年間に331万2千円ほどの、基本的に償還いただく額を飯塚市のほうが負担してまいることになりますので、それらが15年の返済後、借りる方はどんどんふえてまいりますので、最終的には今の試算ですと、4428万円ほどの財源を免除に充てた額を再度飯塚市のほうで一般財源のほうからこの基金のほうに繰り入れなければ、運用が成り立たないような今試算を行っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

最初からこだわっているんですが、金額が減らされてきているということで、やっぱりこの金額で高校を諦める人たちもいるんじゃないかなというところがあるので、この部分をぜひ金額を改めていただければ、ちょっとこれは賛成できかねるということで反対します。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第57号 飯塚市奨学資金貸付金条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第58号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長

「議案第58号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」について、ご説明させていただきます。議案書の5ページをお願いいたします。

本議案につきましては、飯塚市交流センターを設置することに伴い、飯塚市公民館条例に定める12公民館を廃止するため、本案を提出するものでございます。

改正内容については、現行の条例の12公民館に係る規定を削除する改正になります。7ページの新旧対照表で改正内容をご説明いたします。第2条においては、見出しを名称及び位置に改め、飯塚市中央公民館のみの規定といたしております。第6条においても、休館日の規定について、飯塚市中央公民館のみの規定といたしております。第18条においては、公民館運営審議会の規定において、各公民館を公民館に改め、第2項において、表を削り、審議会の委員の定数は、13人とするに改めております。次に、8ページになりますが、第13条関係の別表の飯塚市公民館使用料について、飯塚市中央公民館の規定のみを規定した改正を行っております。なお、室名、面積、施設使用料の内容については、従前のとおりでございます。附則といたしまして、平成30年4月1日からの施行といたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

議案第59号があるので非常に聞きにくいところもあるんですけど、どこまで聞いていいのかよくわからないんですが、交流センター化するというので、この条例が廃止というか、つくったということですけど、次の地区公民館を多機能化するというのが第59号にあるんですけどね。これ、再三聞いているんですけどよくわからないところがあって、コーヒーが売れるようになりますよとか、それしかわからないんですけど、多機能化というのをもう1回ちょっと教えていただけませんか。どういうふうに多機能化になるんですかね。

○生涯学習課長

多機能化ということでございますが、現公民館についてはいわゆる学びの場、学習の場としての位置づけがございます。したがって、サークル活動を、それから講座等におきましては社会教育法に定められた学習活動というような位置づけで現在施設の貸館等を行っておりますけれども、そういった中で地域のコミュニティ、そういったものを育てておけるわけでご

ございますが、それを今回、多機能化といった中で、いわゆる防災とか福祉、そういった交流、いわゆる地域コミュニティを構築するための交流の拠点施設あるいは防災の拠点としての機能を担う地域の拠点施設として位置づけをするものでございます。そういった意味で、住民の方にわかりやすく表現するため、施設名称を交流センターと改めるものでございます。

○城丸委員

この件に関しては、各地公民館で説明会されましたよね。されましたけど、ちょっと後で評価を聞いてみると、全く分からないと。前と何が違うんだというような意見がほとんどでして、とにかくコーヒーが売れるようになるとそればかりですね。それで、何というか、例えば防災とか言われましたけど、現在もそういう機能はありますよね。だから、今の形に合わせたというふうに考えたほうがいいんですかね。

それともう一つ、公民館運営審議会というのがあります。これ交流センター化すれば、交流センター運営審議会に変わるようですけど、公民館条例によって公民館が運営されていると思うんですけど。この公民館運営審議会というのはどういうことを審議されてきたんですかね。

○生涯学習課長

今、委員質問の公民館運営審議会の設置につきましては社会教育法の第29条に定めがございまして、館長の諮問に応じて公民館における各種事業の企画、実施につきまして、調査、審議するものでございます。したがって、12公民館につきましては、交流センター化というように形になりますが、交流センターの企画、運営に関して審議をする機関を新たに設置して、企画の実施につき、調査、審議するといった内容になろうかと思えます。

○城丸委員

館長の諮問に応じてということですけど、その各公民館で取り扱いがばらばらになるみたいなどころがありませんか。例えばこっちはいいけど、こちらだめとか、この審議会の中で決まるというようなことはありませんかね。

○生涯学習課長

結論から申しますと、そういうことないとは思いますが、ただ現在、一部改正で中央公民館は残した中で、社会教育事業の拠点として位置づけております。そういった流れの中でもちろん各12地区の公民館においても生涯学習事業、そういったものにつきましては継続してまわってまいりますので、そこの連携のもとに統一的にやっていきたいと考えております。

○城丸委員

今の質問は、実は鎮西公民館なんですけども、鎮西公民館の中でちょうどあそこは、クラブ活動などで暗くなったとき、子どもたちを迎えに来るところの子どもの待機場所みたいになっているんですよね。それを入れてはいかんと審議会の中で決まったらしいですけど、そういう取り扱いはほかの公民館も、その辺の取り扱いがばらばらでないかと。また、御存じのとおり飲酒のこともありましたしね。そういうこともあるし何と言いますか、鎮西公民館だけのことを言いますと非常に何でかなというようなことが多いと、審議会中で決まるものが。もう一つ言いますと、鎮西公民館はスタッフが女性ばかりなんですよね。御存じのとおり。館長の話を知ると、館長あたりの推薦ですか、推薦もその審議会が決まると、実施は市長が決めるんでしょうけど。審議会のどうやって決まるんですかね。ちょっとそれだけ教えてください。

○生涯学習課長

実際には、教育委員会の中で、議案としてお諮りするような形になります。推薦というように形でなります。

○城丸委員

各地区の推薦ということで、それが審議会では話されているということですね。その辺で、ちょっと女性ばかりで悪いというわけじゃないんですけどね、実際、いろんな行事を行う上で、不都合がたまに起きてるといったことがありますんでね、それどうかなと。各地区から推薦され

たものを全て、その上で吟味しないでそのまま取り上げるかなとか思ったりしますので、その辺はどうなんですか。

○生涯学習課長

今言われているのは、公民館で働く職員さんの構成上の問題かと思えますけれども、その辺のところ、職員もおりますし、職員も今ご指摘の鎮西公民館につきましては女性職員ということで、ほかのスタッフの方も女性が多いということについては今後そういう意見もありましたということで調整の限りができるようでありましたら、今後考えていきたいなと思っておりますけれども、公民館長の推薦につきましても内部では重々そういった推薦を受ける段階においては、この方で適当かどうかというふうな形の内容の中では審議はさせていただいておりますけれども、そこは女性か男性かというところまでは構成上の問題になりますので、意見として承っておきたいと思えます。

○城丸委員

質問の趣旨は、やっぱり各公民館の取り扱いがバラバラになったらいけないのではないかというのが1つとやっぱりその力仕事もありますからね、公民館はね。その辺は女性の登用ということで多いのはいいんですけど、そういうこともちょっと考えないといけないんじゃないかということで質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

1点だけ伺います。ちょっと説明があっていたかもしれないんですけど、今回、公民館条例の一部を改正する条例ということになっているかと思えます。議案第59号のほうで、交流センター条例のほうで明日審議されるかと思うんですけど、これ中央公民館だけは、まだ公民館として残るような形かとは思うんですけど、これほかの公民館は交流センター化をする中で、中央公民館だけ公民館として残すというのは、どういった取り扱いの違いからなるのでしょうか。

○生涯学習課長

先ほどのお話させていただきましたが、中央公民館につきましては、全市的な生涯学習を担う生涯学習の発展及び推進を行うものとして、市全体の社会教育事業の拠点施設としての位置づけで考えております。したがって中央公民館において、各地区の交流、別添のほうで条例案が出ておりますけれども、交流センターで行われる生涯学習活動それから社会教育事業についてこれまで同様、所管は変わりますけれども、まちづくり推進課あるいは関係課のほうと連携を行って事業を推進していくというようなことになります。

○永末委員

それは例えば、中央公民館も含めて交流センターにした中で解決はできないから、これは公民館として残すというふうなことなんでしょうか。

○生涯学習課長

もともとが、先ほどもちょっと城丸委員のほうから心配されておりましたけれども、各地域公民館のほうで、バラバラの取り扱いになるのではないかというご心配もございましたので、そのところは中央のほうで従前より連携のもとに事業を進めてきておりましたので、そういった流れをそのまま踏襲していくものでございます。

○永末委員

これ、さっきちょっとありましたけど、所管が変わるということですよ、もしこの条例が通れば。中央公民館に関しては、中央公民館と交流センターそれぞれ所管が変わってくるということですけど、これは、あえて所管をまたぐというのは、むしろ意思の疎通やいろんな意味で仕事のやり方とかもと、こう難しくなってくるんじゃないかと思うんですけど、そういった弊害といったら語弊かもしれませんが、そういった部分を乗り越えてでも、やはりこれは

中央公民館は公民館として残したほうが良いというふうな、そういった行政的な考えからということではないですかね。

○生涯学習課長

現在の公民館の職員体系におきましても、係長クラスは、まちづくり推進課が主となって公民館のほうで併任という形で進めておいて、まちづくり推進課の職員と、公民館の職員と二面性を持った形で事業を進めておけるような状態で、むしろそういったまちづくり、あるいは社会教育事業を進めるに当たっては単課ではなくて、協力した体制で進めるほうがより効果的な推進ができるものと考えております。今回所管が変わると言ったのはそこら辺の併任の仕方が、今度は主がまちづくり推進課で、併任のほうで生涯学習課というような形で変わるものがございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:37

再 開 11:39

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

結局、今、物品販売とかお祭りとか、そういうのが今の公民館の社会教育の縛りではなかなか難しいということでしたけれども、その辺のことだけでこの公民館が消えてしまうのかなというふうに思いますが、多機能化とか交流センター化とかいうことによって、違うのはその辺のことなんですかね。

○教育部長

この交流センターになりましても、これまで実施してまいりました公民館活動はそのまま残ってまいります。ただ、今、飯塚におきましては、まちづくりにおいて、各地区のまちづくり協議会を中心に、それぞれの地域の特性に応じたまちづくりをやっていこうという方向性を出しておりますが、その中でやはりまちづくり協議会の活動の拠点がなかなかないということで、今、地区の公民館でそれぞれ皆さん活動していらっしゃいますけれども、今後そういったまちづくり協議会の活動がさまざまに、お祭りがあったり、それからもしかしたらカフェをやったり、高齢者の方々のためのいろんなサービスをやったり、また子どもさんのためのサービスをやったりというふうなことのいろんな展開が今後考えられるときに、公民館ではいわゆる営利活動を行ってはいけないことになっていきますので、そういった縛りを今回取り払おうということで、今まで地区にありました公民館のほうを交流センターという形にして、より市民の方々が利用しやすい形態に変えていこうというのが今回の趣旨でございます。ただし、中央公民館に関しましては、先ほど課長も答弁いたしましたとおり、社会教育活動を行う飯塚市の拠点として残していこうというところで捉えておりますので、この中央公民館と、また各地区できま交流センターとは、今後とも交流を図っていくこととしております。

○奥山委員

ちょっと58号、59号、同じような話になっておりますけれども、飯塚市が先行してこのセンター化をされているのではないというふうに思っています。近隣では北九州市あたりもセンターという名前ではたしか呼んでいたような気がしますけれども、そこで、先行されている自治体のよさ悪さ、いろんな所を参考にされているとは思いますが、何かそういうところでこういういいものがありました、こういうところは、飯塚市はデメリット、少しでも少なくしてますよというようなところがあれば、教えていただければと思いますが。

○まちづくり推進課長

ただいまのご質問でございますけど、交流センターにした上でメリットといいますと、先ほど来お話があつてますように、やはり施設が社会教育法の施設、縛りといいますか制約が緩和

されてより利用しやすくなる。やはり営利活動もできるという点で、さまざまにやっぱり地域のお祭りとか、収益を生むような活動も頻繁に行えると、朝市とか、そういう分を地域の方が申されて、かなり地元にお金が落ちていくような、そういうふうなセンターになっているというメリット面言えばそういう部分もございませう。なかなかデメリットというのが私の口から申し上げにくいことではございますけれども、市民説明会の中でもるるそういうご意見、デメリットを言ってくれというご意見をいただきました。先進地いろいろ視察にも行きましたし、いろいろ研究をしてみたりしました。やはり先ほど来、お話が出ていますように、社会教育事業の減退とか、衰退まで行きませんが、やはりそこら辺の活動が若干低下するんじゃないかという部分が、先進市ではやはり懸念されているところだという形で、東近江とか近畿のほうに行きましたらそういう部分が若干減退したかなというところもございました。しかしながら、それをカバーする上で、今その部分を市長部局と教育部局で連携しながら、さらに拡充していく向きで今、努力をしているという話をお聞きしております。飯塚市におきましても、先ほどから話がありますように、交流センターにする上で、やはり施設一体的に教育分野にかかわらず、堂々と市民の方が使い勝手がいいような、使いやすい施設にした上で、なおかつ社会教育、生涯学習事業が今後も衰退なくしていけるように、生涯学習課としまして中央公民館を残しまして、そことの連携をとりながら、また公民館運営審議会と交流センター運営審議会も今度は新設されますので、そこと連携を組みましてさらなる推進を図っていきたいというふうに考えております。

○兼本委員

数点ご質問させていただきます。先ほど中央公民館、これ社会教育事業という形になってくると思うんですね。このコミュニティ事業を例えば今度中央公民館でやっていきたいよというようなことももしかしたら行われること、そういったことがあるかもしれないんですが、そういった場合にコミュニティ事業として中央公民館を利用するということにはどのようにお考えでしょうか。

○まちづくり推進課長

中央公民館につきましては、質問委員言われますように社会教育法的な縛りがある、制約がある施設になろうかと思えます。コミュニティ活動におきましてもさまざま、営利を伴うもの、また伴わないもの、現在でも12地区公民館におきましても、先ほど生涯学習課長がお話ししましたように、許容範囲内でそういうコミュニティ活動、営利といたしますか、そういう活動も、社会教育的な観点から緩和分は取り入れていっているという部分で現在も地区公民館の活用、また中央公民館の活用されている現状があるかと認識しております。そういった意味において、もっぱら収益事業だけという部分については制約がかかってこようかと思えますが、先ほど申しました教育の観点、社会教育上の観点とかそういう分で、社会教育法の制約範囲内、許容範囲内であれば、そういう分もやはり12地区公民館が交流センターになる上で、中央公民館としても取り入れる分については取り入れていけるような形の協議を進めていきたいと考えております。

○兼本委員

逆に言うと、今度は地域の住民の皆さんから考えると、こういったことをもし中央公民館でも行っていきたいなといったときには、まちづくり推進課に当然相談に行くような形になると思えます。あと、そこで今度は生涯学習課と絡みが出てくるという形ですので、そのあたりが上手に回るようにぜひお願いしたいと思います。

それともう1点。今度は、飯塚市交流センター条例の中で生涯学習活動というのが行われていくという形になってくるわけですがけれども、今、地域公民館にこの間も、去年のときも言われてましたけれども、生涯学習課じゃなくてまちづくり推進課の担当の方が駐在されると。これ今、放課後まなび塾とかいろいろありますけれども、こういったものは当然継続されてい

くような形になると思うんですね。この放課後まなび塾とか、部長とか御存じだと思うんですけども、準備等々いろいろ大変なんですよね。まちづくり協議会の行事関係がここで今以上に拡大できるということになると、担当が1人で大丈夫なのかと。逆に言うと、まちづくり推進課の担当の方がいらっしやって、まちづくり協議会とずっと話していくと、生涯学習課の事業に対して、どなたがやっていくのかというのが、1人でやっていけばいいじゃないかというご意見もあるかと思いますが、私は現状を見ていて無理じゃないかなというふうに思っております。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○まちづくり推進課長

ただいま生涯学習事業、当然交流センターの条例にも事業の項目がございます。現況を言いますと、それぞれの地区公民館におきまして、当然そのまなび塾にしましても、生涯学習事業を展開されております。その中で、やはり館長、主事、また我々まちづくり推進課の職員、係長がおりますが、その中で役割分担等を行いながら、適宜そういう分の事務分担を行って、活動して、事業を遂行している状況でございますが、質問委員言われますように、そこら辺の部分がやはり今後、交流センターになってまちづくりに関するそういうさまざまな活動事業、また従来からの生涯学習の事業、活動、そういう分をあわせ持った中で、職員数が足らなくなるような状況が発生するのではないかというご指摘でございます。当然その点につきましても、内部でその点は協議はしております。また生涯学習課とも詰めて協議している状況でございますが、先ほど申しましたように、それぞれの公民館で違う状況でございます。確かに先ほども言いましたけれども市民説明会でもそういうご意見をいただいておりますので、その点は十分、各地区の市民の住民の方、交流センターを利用される方が支障がないような形、それとまた職員の負担についても、その部分がやはり均衡までいかないまでも、適正な役割分担をする上で、業務遂行できるような部分をつくっていききたいというふうに考えております。現行の段階でこの公民館を1人増員するとか、そういう部分では現況できませんけど、当然そういう部分も12地区一律にはいきませんが、各地区の活動状況等を見ながら、そういう部分についても視野に入れた上で職員負担のならないような分を、役割分担等含めてやっていきたいと。また、地域住民の方々の支障のないような形の展開を考えていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○兼本委員

最後に、今まで生涯学習課が所有していた動産というのは、コミュニティセンター管理になった場合には、これからまちづくり推進課の所有の動産というような形になるのでしょうか。

○まちづくり推進課長

動産ということでございますが、当然先ほどから話がっておりますように交流センターは市長部局にまいりますので、基本的には市長部局のそういうような備品になるという形にしておりますが、ただ、生涯学習的な部分の動産的な部分については今仕分けをしている状況でございますので、そこら辺はしっかり、現在そこら辺の事務精査をした上で明確にしていくような形の準備を進めております。

○兼本委員

課長も御存じだと思いますけれどもいろいろまちづくりをやっていく上で防災等々でそういった動産、利用できないかといったようなご意見もたぶん住民の皆さんからいただいていると思います。ぜひ地域が守れるようなコミュニティセンター化というのはそういうことでしょうか、ぜひしっかり考えていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

先ほど来からいろいろ説明がっておりますが、今の公民館のいわゆる学習の場、それとか防災施設、避難所になったりということでのきちっとした確保が本当にできるのかという不安もあります。将来的には交流センター化をすれば、指定管理者制度になるということも言われておりますので、ぜひ公の施設、まあ公でしょうけど、公民館としてきちっと残していただきたいということで反対をします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

「議案第58号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:54

再 開 13:00

○委員長

それでは、委員会を再開いたします。

次に「議案第60号 飯塚市保育士奨学資金貸付金条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○待機児童対策担当次長

議案の説明に先立ちまして、補足資料の説明をさせていただきます。3冊の資料を提出させていただいております。まず最初に、17ページつづりのものをお願いします。

1ページ目に、市内私立保育園給与等調べにつきましては、1ページが市内私立保育園の保育士の給与等の状況を記載しております。

(1) が平成29年度正規保育士の給与、賞与、手当等を含めた平均収入状況について、1年目から20年目まで5年ごとに記載しております。

1年目の平均年収が257万2161円、これを月額に直しますと月額21万4346円、5年目の平均年収が300万6124円、これを月額に直しますと月額25万510円、10年目の平均年収が333万6207円、これを月額に直しますと月額27万8017円、15年目の平均年収が354万3881円、これを月額に直しますと月額29万5323円、20年目の平均年収が390万5309円、これを月額に直しますと月額32万5442円となっております。

(2) の正規保育士の労働時間等につきましては、正規保育士の1日の労働時間及び1週間の勤務日数の平均を記載しております。1日の平均労働時間が7時間48分、1週間の平均勤務日数が5.3日となっております。

(3) のパート保育士の労働時間等につきましては、パート保育士の時給及び1日の労働時間の平均を記載しております。平均時給が963円、1日の平均労働時間が6時間20分となっております。

(4) は、市内私立保育園の平成26年度からの採用計画及び採用実績、平成30年度からの採用計画の合計人数を記載しております。平成26年度の採用計画が43人に対し採用実績が35人、27年度が採用計画46人に対して採用実績が36人、28年度の採用計画が52人に対し採用が36人、29年度が採用予定が52人に対して49人、29年度は8月

10日現在の数字になります。30年度の採用計画が46人、31年度の採用計画が22人となっております。

(5)は各私立保育園の保育士の奨学金の返済人数及び平均返済金額を記載しております。返済人数が64人、平均返済金額が1万5641円となっております。

(6)につきましては、生活資金貸付事業アンケート調査でございます。私立保育園の常勤全保育士に対して、仮に生活資金貸付金事業があった場合、貸付金を希望するか、希望しないかのアンケート調査結果を記載しております。調査結果は、調査保育士数391名のうち、希望するが107名(27.4%)、希望しないが221名(56.5%)、未回答63名(16.1%)となっております。

次に2ページをお願いいたします。2ページにつきましては、平成25年度からの保育士の処遇改善の推移を添付しております。平成24年度から29年度までの処遇改善状況の推移を説明してありまして、24年度から比較して28年度までに約プラス8%、月額2万6千円の処遇改善が行われております。さらに平成29年度では月額6千円の処遇改善が行われますので、平成24年度から比較しますと約プラス10%、月額で約3万2千円の処遇改善が行われております。

3ページから7ページまでは、今年度から始まりました処遇改善Ⅱ、技能・経験に応じた保育士の処遇改善の説明資料となります。この処遇改善Ⅱは、新たに副主任保育士など中堅の役職を創設し、その職務等に応じた処遇改善を行うことにより、保育所におけるキャリアアップの仕組みの構築を支援するため、今年度より創設されております。加算額が月額4万円の加算対象者は副主任保育士、中堅リーダー等で経験年数がおおむね7年以上の保育士を想定しており、施設の保育士数のおおむね3分の1が対象となっております。加算額が月額5千円の加算対象者は職務分野別リーダー、若手リーダー等でおおむね3年以上の保育士を想定しており、施設の保育士数のおおむね5分の1の保育士が対象となります。

このほか3ページの下段に記入されておりますが、先ほど申しました全職員に対して、月額約6千円の処遇改善が行われます。

次に8ページから12ページまでが福岡県内の保育士人材確保対策への各市の取り組み一覧を添付しております。①の保育対策総合支援事業は、国庫補助事業でございます。次に9ページ②のその他市独自事業は各市の単費事業でございます。そして、11ページ③のその他市独自事業は、私立保育所等への財政支援を伴わない事業を掲載しております。

次に13ページから15ページまでが私立保育所へ調査を実施した際の調査様式を添付しております。

16ページは近畿大学九州短期大学保育科の学生へアンケート調査した様式、それと結果を添付しております。

最後に17ページ目でございます。平成29年8月28日付で飯塚市私立保育協会から提出された「保育士処遇改善加算に関する要望書」を添付しております。

次に別冊の飯塚市保育士修学資金貸付金資料をお願いいたします。

これにつきまして、1ページが平成29年度から平成31年度までの各年度別の所要額を記載しております。29年度は10月から3月までの6カ月となります。1、2年生合わせて51人、予算額は1530万円となっております。30年度は4月から3月まで12カ月で、1、2年生合わせて26人、予算額は1560万円。31年度は4月から3月まで12カ月間で、1、2年生合わせて18人、予算額1080万円を見込んでおります。この3カ年の合計予算額は、4170万円となっております。この対象人数につきましては、各私立保育所に常勤保育士の採用予定数及び採用結果数を調査した結果に基づき設定しております。

2ページから3ページにおきまして、飯塚市保育士修学資金貸付金条例施行規則(案)を添付いたしております。

議案書 28 ページ、「議案第 60 号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」についてご説明申し上げます。

本条例案を提案する理由といたしましては、本市の本年 8 月 1 日時点での保育所等未利用児童数は 84 人となっております。また、未利用児童の受け皿となる市内私立保育所等では保育士の確保に苦慮しております。未利用児童問題の解消のためには、市内私立保育所での保育士の確保を早急に取り組まなければなりません。提案しております貸付金は、市内に住民票を有する者の子弟のうち、県内の保育士養成施設で修学する学生で、卒業後、1 年以内に市内の私立保育所等（保育園・こども園）で常勤保育士として就職し、継続して 5 年間勤務することを約束する者に対し、正規の就学期間内について、月額 5 万円、福岡県保育士修学資金貸付金利用者については月額 2 万円の修学資金を貸し付けるもので、市内私立保育所等で継続して 5 年間勤務すれば返還が免除されることとしており、保育士の確保に苦慮している市内私立保育所等での常勤保育士の確保と定着を図ることにより、保育所未利用児童の解消を図るものです。

本条例案は、14 条の項目で構成されており、第 1 条に本条例の「目的」、第 2 条に用語の「定義」、第 3 条に「貸付けの要件」、第 4 条に「貸付金額等」、第 5 条に「貸付期間」、第 6 条に「貸付けの申請及び決定」、第 7 条に「契約の締結等」、第 8 条に「変更等の届出」、第 9 条に「貸付けの停止等」、第 10 条に「契約の解除」、第 11 条に「貸付金の返還」、第 12 条に「返還の猶予」、第 13 条に「返還の免除」、第 14 条に規則への「委任」について定めております。

6 月市議会に上程させていただき、廃案となりました条例案との主な相違点は、次のとおりでございます。

1、貸付対象者を市内に住所を有する者又はその子弟のうち県内の保育士養成施設で修学する学生といたしました。2 といたしまして、対象保育士養成施設を県内に立地するものといたしました。3 番目に対象保育所等を市内の認可された私立保育所、認定こども園といたしました。4 番目に常勤保育士としての勤務時間について、1 日 6 時間以上かつ 1 月のうち 20 日以上又は 1 月のうち 120 時間以上勤務することとしました。5 番目に、貸付要件として本市が実施する奨学資金の貸し付けを利用していない者としました。6 番目に、修学資金の貸し付けを受けようとする者及び世帯員に市税等の滞納がないこととしました。7 番目に貸付金額は月額 5 万円、福岡県保育士修学資金を利用する者は月額 2 万円といたしました。8 番目に、貸し付け審査方法といたしまして世帯の家計支持者及び修学資金を受けようとする者の収入金額を選考の対象とすることといたしました。

以上、簡単ですが「議案第 60 号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

前のときも聞いたんですけど、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんけど、この貸付金に対するニーズ調査、これはそのときはやられてないということでしたが、その後、やられましたか。

○待機児童対策担当次長

ニーズ調査を実施いたしました。ニーズ調査は近畿大学九州短期大学保育科の学生に対しまして、奨学金の利用状況、奨学金、貸付金利用希望調査、希望金額調査、保育士としての勤務地調査、それと受け皿となります市内市立保育所等 25 園に対して、平成 30 年度以降の新規採用者の予定数、現役保育士の奨学金利用状況等についてのニーズ調査を行いました。その結果でございますが、受け皿となります私立保育所におきましては、平成 30 年度の新規採用予定数は 46 名、31 年度は採用予定は 22 名、32 年度は 14 名等々の回答を受けております。保育士の受け皿は確実にあるということを確認いたしております。実際のこの借り手ござい

まず近畿大学の学生さんのほうにも、86名中56名、65%の方が修学資金があれば利用したいというような回答を受けております。一定のニーズはあるというふうに考えております。また、実際私立保育所で勤務されて、現在勤務されておられます保育士の方も、現在奨学金の返済中の方が64名おられるということで、実際学生のときに、こういう奨学金とかを利用されたとわかりましたので、ニーズがあるというふうに考えております。

○城丸委員

86人中56人があったら借りたいという回答ですか。ただ六十何人、その奨学金もらっている方、その該当しない方があるのはあると。そんなにあるのですか。

○待機児童対策担当次長

配付いたしました資料の16ページでございます。これ近畿大学の学生さんに対しましてアンケートをお一人お一人配りまして回答受けた結果でございます。問3で、保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、保育士修学資金があった場合は利用しますかという問いに対しまして、利用すると言われる方が53名、利用しないが31名、回答なし2名、86名中53名の方が利用するというところで回答を受けております。

○城丸委員

これは、例えば市内従事義務とか、そういうのをわかった上で回答されたんですかね。

○待機児童対策担当次長

このアンケートは、いわゆる市内居住関係なく、こういう修学資金、学生の修学中に保育士を目指す方に対する修学資金制度があれば利用しますかというようなアンケートをとりました、その結果でございます。

○城丸委員

我々が聞きたいのは、この制度のニーズはどうであるかということを知りたいんですよね。それ違うんじゃないかと思うんですけど。その辺どう思います。

○待機児童対策担当次長

これにつきましては、今も申しましたように、今実際、保育士養成施設に在学中の学生さんに対して、こういう修学支援貸付金があれば利用しますかという、そういうような聞き方をしております。いわゆる貸付金のこういう制度があれば使いますかというところの質問に対しまして、あれば使いたいというような回答を受けたというところでございます。

○城丸委員

その件はもう分かりましたけど、我々が知りたいのは、この制度で市内に従事してもらいたいわけですよ。市内に従事してもらいたいわけですよ、この制度で。そのニーズがどれぐらいありますかということを知りたいんですよ。その貸付金がありましたら、借りますかという質問と、この制度に対するニーズは全然違うと思いますけど、その辺はどうでしょう。

○待機児童対策担当次長

学生さんにアンケートをとった、その時の条件といたしまして、短期大学を卒業してから1年以内に指定する地域の保育所に就職し、保育士として5年以上勤務すれば返還免除となる奨学金の貸付制度、こういう制度があれば利用しますかと、そしてこれにつきましては現在受けている奨学金と併用可とした場合は要しますかというような問い合わせをしております。

○城丸委員

市内の保育所に働くという条件は言っていないわけですよ。

○待機児童対策担当次長

その条件は入れております。15ページをお願いいたします。右側のほうです。アンケート調査、これの問3のところでございます。保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して、保育士修学資金があった場合は利用しますか。その中で、括弧書き、四角枠に入れております。この修学資金貸付金とは短期大学を卒業してから1年以内に指定する地域

の保育所等に就職し、保育士として5年以上勤務すれば返済免除となる修学資金の貸付制度です。現在受けている奨学資金と併用可能です。という条件でのアンケートをとっております。

○城丸委員

わかりました。それならこの制度のニーズということで考えていいんですかね。

次の質問に移りますけど、以前も聞きましたけども、先進地の事例があると思うんですけど、そこでどういう効果があるかという、前は調べてないということだったんで、その後、調べられましたか。

○待機児童対策担当次長

その後、先進地の各種保育士——、市立保育所の支援に関する調査をいたしました。保育士確保の取り組みに関する調査につきましては、まず、県下27市に対して実施しております。その結果、平成29年度に保育士の人材確保のために取り組んでいる自治体は、本市を除きまして19団体ありました。これには資料をつけさせていただいております。先ほど申しました8ページからの福岡県内各自治体の保育士人材確保対策への取り組み状況という資料をつけさせていただいております。これにつきましては、まず先ほど①の保育対策総合支援事業というのは国庫事業でございます。北九州市の保育対策事業、これは潜在保育士の保育所再就職・復帰貸付金交付基準事業でございます。これにつきましては、保育士の安定的な人材確保を図るため、保育士資格を持ち、かつ、現在保育士として勤務してない方、1年以上保育士として働いてない方の保育士に対して再就職を支援する貸付金の事業でございます。次に、福岡市の総合対策支援事業といたしまして、保育士・保育所支援センター設置運営事業につきましては、潜在保育士等への就職相談、あっせん、就職支援研修会等の開催等により、保育士の専門性向上と質の高い保育人材の確保を目的するという事業となっております。同じく福岡市の事業でございます保育士資格等取得支援事業につきましては、保育所等において保育士及び保育教諭確保のため保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得に要する費用を助成し、保育士の増加を図るというものでございます。また、同じく福岡市の事業でございます、保育士の人材確保事業につきましては、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料の一部貸し付け及び潜在保育士等に対する就職準備金を貸し付けるというようなものでございます。次に、本市におきましては、保育体制強化事業、これはさきの議会でも説明させていただきました地域住民や子育て支援経験者など地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図る事業ということになっております。古賀市の保育補助者雇上強化事業につきましては、保育士の資格を持たない保育所等に勤務する補助を行う者を雇い上げることにより保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るというものでございます。今8ページ。①の国庫補助事業には今言いました事業名、古賀市まで言いました。次9ページ、これが福津市保育士宿舎借上げ支援事業、嘉麻市の保育体制強化事業、2番目その他市単独事業で、私立保育所への財政支援を伴うものとしたしまして、北九州市の予備保育士雇用費補助、福岡市の福岡市保育協会補助金、同じく福岡市、保育人材確保事業、久留米市の私立保育所・認定こども園運営費を補助する補助運営費助成事業、同じく久留米市の保育士人材確保対策事業、同じ久留米市の潜在保育士就職支援給付金給付事業、飯塚市でございます。保育士就職緊急支援事業、行橋市の保育士処遇改善事業、小郡市の就職支援金・移住支援金給付、筑紫野市の市立保育所運営費補助事業、宗像市の新採用保育士等に対する家賃補助制度、嘉麻市の私立保育園職員処遇改善事業補助金、同じく嘉麻市の臨時保育士紹介手数料、その他、今度は私立保育所等への財政支援を伴わない事業といたしまして、北九州市の保育士・保育所支援センター、北九州市の保育士等資格活用研修、同じく北九州市の保育士就職支援説明会、福岡市の保育士就職継続支援事業、久留米市の保育士・保育所等支援センター事業、大牟田市の潜在保育士復帰支援事業、大牟田市の保育所等登録事業、飯塚市の合同就職面談会、飯塚市、個別マッチング活動、筑後市の保育士等就職支援相談会、保育士等人材バンク、春日市の合同

就職支援説明会、大野城市の合同就職支援説明会、宗像市の保育士・保育所等支援センター、太宰府市の合同就職説明会、宮若市の保育スタッフ面談会、嘉麻市の保育補助支援員、みやま市の保育士・看護師等人材バンク、糸島市の保育士等無料職業紹介事業等となっております。

○城丸委員

県内の他市の状況ということでわかりましたけど、私が聞きたいのは、この制度の先進地の効果はどうなんですかということを知りたいんです。流山とか言われたでしょ。

○待機児童対策担当次長

流山市の単独事業といたしまして、保育士修学資金貸付金がございます。これは私立保育所の修学資金として月額3万円を最大2年間貸し付けるというもので、その貸付金の半額を返還免除するという仕組みとなっております。これにつきましては――。すみません。流山市の結果でございます。これにつきましては、貸付実績は流山市は26年度は11人、27年度は6人、28年度は5人、29年度は2人です。

○委員長

もう一度人数のところいいですか。

○待機児童対策担当次長

26年度は、貸付者が11人、27年度は6人、28年度は5人、29年度は2人となっております。就職実績でございます。26年度が9人、27年度が4人、28年度が1人となっております。

○城丸委員

これは流山市しかないんですかね。船橋市とかあるんじゃないんですかね。そういうところ調べてない。

○待機児童対策担当次長

船橋市は補助金制度を実施しておることはつかんでおりますが、効果については把握しておりません。

○城丸委員

流山の実績で、26年度は非常に効果があるのかなと思うけど、あとあまりちょっと微妙という感じがしますけどですね。それで、もう一つ質問したいんですけど、先ほど資料で、これあとでもいいんですけど、資料で私立保育所の給与の調べがありましたね。ここで知りたかったのは、公立との比較を知りたかったのですが、それは出してありますか。公立保育所との比較はどうなんですかということをも質問したと思うんですよ。

○待機児童対策担当次長

市内私立保育所への給与調査の結果、私立保育士と公立保育士の給与、賞与も含めた、平均月収の状況は、1年目私立が21万4346円に対し、公立が22万6600円で、差額がマイナス1万2254円。2年目が、私立が22万7823円に対し、公立が23万4933円で差額がマイナス7110円、5年目でございますが――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:30

再 開 13:32

委員会を再開いたします。

○城丸委員

今の公立保育所と私立保育所の給与の比較を、資料として出してほしいと思いますけども、いかがでしょうか。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま城丸委員から要求のっております資料については提

出できますか。

○待機児童対策担当次長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま城丸委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

今、資料のほうについては手配をしております。もし、そのほかの部分で質疑ができるところがございましたら先にさせていただきたいと思います。

○城丸委員

それと内容の分ですけども、修学資金の貸付金額を月額2万円から5万円にしましたという話がありましたけど、この理由を教えてください。

○待機児童対策担当次長

今回の貸付金額5万円の根拠といたしましては、保育士養成施設での授業料を支援するという考えで設定いたしました。県内22施設ある保育士養成施設のうち飯塚市内の保育所に就職実績のあります県内6保育士養成施設を調査いたしました結果、平均授業料は6万2千5百円でございます。月額5万2千円という形になります。このため、5万円を貸し付けることにより、ほぼ授業料の月額を賄うことができますので、5万円といたしました。また、福岡県保育士修学資金を利用する学生は卒業後、福岡県内の保育所等で保育業務に従事することになっておりますが、これらの学生を飯塚市内の市立保育所等へ就職を誘導するために、修学資金を無利子で貸し付けするというものでございます。県貸付金の利用者は5万円の貸し付けを受けておりますので、貸付金額につきましては、同じく飯塚市内の保育所に就職実績のある県内6保育士養成施設の授業料以外に、保育士養成施設に納入しなければならない教材費や施設整備費等の校納金、平均月額2万6千円を参考に、月額2万円を設定いたしました。

○城丸委員

そしたら4年制大学であれば240万円ですよ。次に出てくる貸付金を全部借りたら300万円ぐらいですかね。すごい金額になりますけれども大丈夫ですかね。取り立てじゃないけど――。

それと収入条件が入っていますよね。これは低い順にとるとということですか。

○待機児童対策担当次長

低い順からとっていくという形になります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

先ほど、ほかの自治体の取り組みとかお話しいただきました。流山市の今回同じような貸付金制度で平成26年から29年までの状況、それから就職した状況、28年までの状況というのを伺いましたが、これで流山市は待機児童解消といったところにどのくらいの効果があったんでしょう。

○待機児童対策担当次長

流山市のほうに事業効果について聞き取りました。修学資金の効果によりましては、保育士不足の解消には一役買っておりますが、流山市には鉄道が通ったり、マンションが建ったりしまして、人口が急激に増加しておるということで、4月1日時点で未利用児が92名とかいうように保育士不足の解消には一役買ってしておりますが、鉄道が通ったり、マンション建って人口が急増しております、待機児童の解消には至っていないということで回答を受けております。

○兼本委員

先ほど飯塚市では、アンケート調査によると近畿大53名ですか、53名の方々がこういった貸付制度がある場合には、貸し付けを利用したいということでしたね。流山市っていうのは、保育士になろうって方がもっともしかしたらいるのかもしれない、飯塚市と同じくらいいるのかもしれない。ただ単に借りられた方がどんどん減ってきてるというのは、その飯塚市と環境が違うとか、条件が違うとか、そういった問題があるんでしょうか。

○待機児童対策担当次長

流山市が言うには、先行して流山市がこの制度を始めたんですが、その後、千葉県がいわゆる国の制度を使いまして、福岡県と同じ保育士修学資金を始めました。これが5万円で、県内の保育施設に5年間勤めれば返済不要でございますので、そちらのほうに流れたというような――、5年間、福岡県と同じ、千葉県も修学資金借りて5年間保育施設に勤務すれば、返済しなくてよいという免除になるというそういう県の修学資金が始まりましたので、そちらのほうに流れたということをおっしゃっております。

○兼本委員

そうすると、千葉県が始めてそちらに流れたと。福岡県は最初に福岡県が始めたわけですよ。それがあって飯塚市が同じような事業をするといったことになるわけですよ。今回の条例というのは。これに関してはそういった先進地の状況があるという中で、飯塚市にとっては効果が流山市よりもあるというように思われてあると。もしそう思われてあるのであれば、どのような理由からなのかをお伺いします。

○待機児童対策担当次長

福岡県の保育士の修学資金の貸付金は、県内全体で176人の枠しかございません。近畿大学でも4人しか枠がないということで、かなり少ない額でございます。でございますので、飯塚市、県の修学資金を使われる方は少ないということでございますので、飯塚市修学資金をつくりまして、保育士を市内の私立保育所へ誘導したいというように考えています。

○兼本委員

それでは今回貸し付けという形で行うわけですがけれども、先ほどご紹介いただいたほかの福岡県内の自治体の保育士人材確保の対策といったものを、いろいろご紹介いただきましたけれども、こういったいろんな対策がある中で、この貸し付けを選ばれた、考えられたということは、ほかの対策よりもそれなりの効果があるということを考えて、ご提案されてるんだと思います。どういったところがあるのか、お伺いしたいと思います。

○待機児童対策担当次長

まず一番の狙いは、保育士が不足しております市内の私立保育所に保育士を誘導するということを考えております。今保育士養成施設に入っておられる学生さんに修学資金を創設いたしまして、そして飯塚市内の私立保育所で5年間継続して働いてもらえれば貸し付けたお金は返済を免除するという形で、市内の私立の保育所に保育士を就職を誘導したいと。そして人材のいわゆる確保、それと定住促進そういうことも保育人材の確保をしたいというふうを考えております。

○兼本委員

というと、そのちょっとよくわからなかったんですが、この修学資金貸付制度のほうが、それ以外の人材確保の対策よりもいいということが、その何かしら判断ができるようなものがあるというふうな形ですか。というのが、結局、さっきからずっと言っています県が同じような補助を出しているわけですよ。先ほど近畿大学には4名ほどしか枠がないというお話です。ただ、これ都道府県ならば4分の3国からの負担があるわけですよ。この補助金、貸付制度に。飯塚市は全額出していくというところ、私はちょっと理解というか、これで本当にそれだけの確保ができるのかどうかというのが飯塚市が全額出していくということですから、そのあ

たりがやっぱりそれだけの判断があつてからというふうに思っているんですね。ですので、そのあたりをちょっとお伺いしたいと。

○待機児童対策担当次長

県の貸付金の対象者は県内でも今176名という数少ないものでございます。その県の修学資金は、県内の施設であれば、どこでもいいということになっております。飯塚市のねらいといたしましては飯塚市内の私立保育所に保育士として就職していただくというところがございますので、金額としては福岡県と同額でございます月額5万円を修学資金として貸し付けることにより、条件は福岡県と同じです。5年間勤務すれば、返済を免除するという形になっておりますが、ただし、飯塚市内の保育所の中で働いていただいて、保育所の保育士確保とそれと未利用児童の解決を図りたいというふうに考えております。

○兼本委員

県の貸し付けの制度がそれなりの効果があると。あるから、ではこれを飯塚市に持って来れば飯塚市にとって効果があるのか、ないのかという、ちょっと具体的に言うと、そういったところの判断基準というか、そういうものをちょっとお答えいただきたいと。

○委員長

あと、先ほど言われたのは他の市町村がこのようないろんな制度をする中で、飯塚は修学資金を選んだ。要するにほかよりもこれがいいというのは何かあるのかということだったかと思えますが。

○待機児童対策担当次長

修学資金、学生さんに対する支援を選んだということでございますが、今頑張つて保育士を目指して頑張つて勉強しておられる学生さんたちの修学の支援にもなるということと、それとまず第一に、今ありました、そういう頑張つて勉強しておられる学生さんたちが市内の私立保育所に就職していただいて、市内私立保育所の保育士不足と待機児童の解決を図るところで、この事業を選んだところでございます。

○兼本委員

そうすると、先ほど奨学金の貸付基金条例というのがありましたよね。これは、金額的には短大であれば、私立で4万5千円出るんですね。で、こちらは飯塚市に1年以上、要は住んでもらえればその住んでる期間、返済免除じゃないですか。こっちは今、最大で5万円で、5年間働かないといけませんよと。どちらを選択をしますかねと私はちょっと先ほどのご答弁聞いていて思うのですが。

○待機児童対策担当次長

今ご質問の件でございます。先ほどの、奨学資金につきましては、やはり生活の困窮の方に対しての支援という一面もあると思います。私どものほうの修学資金でございますが、これは保育士の確保を目標としております。保育士修学資金は市内私立保育所の未利用児童の解決のために保育士を確保するための緊急対策で、実施するというふうに考えておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○兼本委員

例えばこの奨学資金と午前中の奨学資金の違いって何ですか。その融資を受けられる学生の違いというのは、どういった違いがあるんですか。

○待機児童対策担当次長

私どものほうの保育士修学資金の貸し付けを受ける学生さんは県内の保育士養成施設で保育士として就学中の学生さんでございまして、そしてこれ保育士になっていただくというところが一つ違います。そして、条件といたしましては、市内私立保育所に入らせていただくそれが条件でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

それと今回、2本のご提案、まあこの後もあると思いますが、ご提案されているわけなんですけれども、この効果がこれ先ほどからおっしゃられるように、緊急の対策ということで打たれるわけですよね。この委員会の特別付託事件でもあるわけですから、その効果を毎回ちょっと例えば、はかっていかななくてはいけないといったときに、例えば今この2本ではやっていけないといった場合には他の制度を行っていくといったような予定はありますでしょうか。

○待機児童対策担当次長

今効果のことをございます。この修学資金貸付金につきましては、平成29年度内での即効性はございませんが、平成30年度の市内私立保育所等での採用予定人数がございます35人を見込んでおります。このような貸付制度があることで、私立保育所等への就職誘導に効果があると見込んでおります。

○副市長

兼本議員の質問ですが、現在、2つ提案させていただいております。これを、しっかり学生さんに利用させていただいて何年か経って、検証は毎年していきますけど、今の時点でこの2つ以外に、他の制度については検討はいたしておりません。

○兼本委員

先ほどのアンケートの調査で勤務地はどこを希望されますかといったところで、飯塚市内が1年生が21人、2年生が16人といったところなんですね。飯塚市外は1年生が18名、2年生22名と県外等とあります。今求めてらっしゃいますのが36名でしたっけ。枠が36あるんですかね。で、これは単純に近畿大学だけの調査だとは思いますが、その飯塚市外の希望の理由といったところで、飯塚市内希望の理由ともほぼ一緒のようなところがあると思うんですが、飯塚市に住んでないから飯塚市外を希望しますよということなのかなというふうな理由から見て思うんですけども、この貸付制度を例えば、使う場合には、もうこの時点で飯塚市内を希望している人たちしか借りてこないという形になってきますよね。単純にいくとですね。そうするとここで希望しないという方は借りないという形になってくるわけなんですけれども、そうなってくると、例えば今の1年生が21名、2年生が16名で、あと学年が不明な方6名で計43名という方がいらっしゃる。この方たちが全員もし、飯塚市内の保育園保育所に就職された、飯塚市に住んでいただけといった状況で、もしやっていった場合に今資料1ページにありますように、採用数とかも31年までしか出てませんが、もうこれでこの制度はその十分対応できて終わりにになるとか、それでもその後も続けていくとかいうようなそのアンケート調査の結果と今後の飯塚市の待機児童の予想とあわせてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○待機児童対策担当次長

現在、待機児童の状況は少しずつ減りはしておりませんが、ふえている状況でございます。この事業につきましては、待機児童が一定解消されたというようなことが客観的にわかるような状況になるまでは実施する必要があるというふうに考えております。

○委員長

先ほどの資料要求がありました資料ができましたので、まず配付させます。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:57

再 開 14:07

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

長々と今審査させていただいております。私からは、先ほどアンケートもご説明ありました

けれども、まず、経済的な負担を少しでもということも少し含まれておりますので、現状の学生さん見ると、55.8%の方が奨学金いただいていますと。この方々たちは全て就職、収入があるように就職になれば返還していく方々です。それが1万5千円前後ですかね、先ほどありましたけれども。六十数名の方がまだ、現職の方も戻しているという話でございます。なおかつ、飯塚に少しでも寄与していただく、飯塚の私立保育所に入所していただいて、その経済的負担をなおかつ軽減するためにも5年間の就労でそれを免除しましょうというお話を近畿大学に直接持って行かれております。そのアンケートを直接、学生さんを目の前にして、飯塚市でこういうのがありますけれども、借りますかというので1年生が27名、今18人は借りてるんですね。借りていてプラス9名がまた借りますということでございます。これ5年間働いて、免除していただきたいという希望があると思うんですけども。2年生の場合ちょっと減ってますけれども、合計で53人で61%の方が飯塚市のこの保育の奨学金を借りたいというふうにおっしゃってます。私もいろいろ家でホームページ等見ると、今スピードが一番だというふうに思ってます。ちょっと今のところアクセスすると、毎日のように、画面が変わるたびに保育士のCMが出るわけです。中身は、飯塚市に就職してくださいじゃありません。それもありますけどね。こうやってやっていますよというのもありますけれども、ほとんどが東京です。東京に来ませんか。働きに来ませんか。すばらしい土地ですと、地域ですというのがホームページ変えるたびに出ております。東京のほうは、北海道であるとか新潟であるとか福島であるとか、今回も福岡であるとかいうところで説明会を行いますよと。今、保育士になろうと思って学校で学んでいる方、ぜひ保育士のこの説明会に来てくださいというのがボンボンボン来るわけです。だから今言ったようにスピードなんですと。早めに飯塚市が準備したこの保育の奨学金を借りたいという方がおられるうちに早く借りていただいて、来年4月以降、飯塚で入っていただきたいと。また前回も質問しましたが、借りたはいいけど入れないというのでは困りますので、それも十分というお話を伺っておりますし、やっぱりアンケート、実際、近大に赴いて行かれて聞かれたというのはやっぱり強いなというふうに思ってます。それとなおかつ、先ほども言いましたが、奨学金はほとんどの学生さんが今借りている中で、そういうのがあればそっちのほうも借りようという方が多くなるし、免除があるということで借りれますけども、果たしてこれは機能してやっていこうとしたときに、実際ふたをあけたら手を挙げてませんでしたじゃいけませんけれども、その辺について、どのぐらい、予約したかどうかは別として、自信があるのか、何人の方をこの保育の奨学金を借りられるのかというのを、シミュレーションじゃないでしょうけど何か考えとか、こういう形ですというのがあればおっしゃっていただければと思いますけどどうですかね。

○待機児童担当対策次長

今ご指摘の件でございますが、スピード感を持って、飯塚市内の私立保育所のほうにできるだけ早く多くの保育士さんを就職させなければならないというように考えております。各私立保育所に来年度以降の採用の数も聞いております。受け皿のほうも確実にございます。でございますので、この条例案認めていただければ、すぐ各保育士養成施設を回りまして、この制度をアピール、宣伝いたしまして、できるだけ早く、多くの学生さんに利用していただくようにしたいと考えております。

○宮嶋委員

前回の提案から変わった点は、貸付金額が5万円に引き上げられたと。これも、先ほど伺いましたら授業料額相当だということで、大変これを丸々戻さないといけないと返すときのことを考えると大変ですけど、こういうことは本当によかったかなと思います。ただ貸付要件というのが、前回の提案の貸付要件に、今回、2項目だったのが5項目になって、市内に住所を有する者、またはその子らであるということと、本市が実施する奨学資金の貸し付けを利用していない者と。これは、そうなんでしょうけれど、5番目に、修学資金の貸し付けを受けよう

とする者及び世帯に市税等の滞納がない者というふうになっているんですね。この人たちの場合は、ほとんどが自分の収入がなくて学校に通っているんですから、親というか、保護者というか、この方の税の滞納ということになると思うんですが、親が借金を抱えていたら、せっかく有利で保育士にもなりたい、学校も行きたいと思っている人たちが入れないんじゃないかなと思うんですが。これはわざわざ滞納がない者というふうに書き込まれたのはなんででしょうか。

○待機児童対策担当次長

これにつきましては、この貸付金の原資は公金でございます。税金でございますので、市税等の滞納のない方ということを対象にさせていただいております。

○宮嶋委員

原資が税金であるということは、前回2万円のときも変わらなかったわけですよね。そのときにはなかったものが付け加わったということは、意味があるのではないかなと思うんですが。

○待機児童対策担当次長

重ねての答弁になりますが、飯塚市の税金、公金を利用した制度でございますので、市税等の滞納のない方という条件を、ないことを条件にさせていただきました。

○宮嶋委員

前回の条例は、これが欠落していたと。抜け落としていましたということですね。

○待機児童対策担当次長

ご指摘のとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

今回この条例を定めるに当たりまして、仮に予算のほうでも上がっていますが、もし仮に今回通りまして、半年間、5万円ということで半年間、51名の方が実際に利用をされたとした場合、実際どのくらいの費用が必要になりますか。

○待機児童対策担当次長

51名が本年度、10月以降、これが6カ月間になりますので、1530万円の費用がかかることになります。

○永末委員

これはちょっと本当にずっと質問があつていまして実際にわからない部分もあると思うんですよ。ニーズ調査はしっかりされたということでありましたが、実際これ利用される方はいると思うんですけども、実際スタートしてみないとわからない部分はあると思います。仮にもし利用者がいなかった場合というのは、幾ら実際、税金が必要になってきますか。もし利用者がいなかった場合です。

○待機児童対策担当次長

申込者が全くゼロであった場合ということは、予算は通させていただいても、執行できないような形になってくると思います。

○永末委員

ちょっと言いたかったのが、要は利用がある分だけその予算がかかってくるってことですよ。全くなければいい。フルにあれば、フルに使う。中間であれば、その半分ぐらいがいるというふうな形だと思うんですよ。先ほども申し上げているように、実際やってみないとわからない部分というのがありますし、やっぱり言われているようにスピード感、前回も言いましたけれど、スピード感を持って行政は取り組まなくてはいけない時代でもありますので、そういう意味では、十分に審議等も尽くされている部分もあると思いますので、とりあえず、私としてはやはりやってみて、スタートしていいのではないかなと思っておりますけれども。

これが仮にハコモノのものですね。建ててみる、建てるとか、数千万円、数億円かけて建てる、建ててみるとかということではないからですね。実際これに関しましては。実際、利用者がある分だけ出ていくというふうな形ですので、そういう意味ではしっかりやって、スタートしてもいいのではないかとというふうに思うんですけど、その点どう思われますか。

○待機児童対策担当次長

各私立保育所にニーズ調査をいたしまして、受け皿のほうも確認しております。保育士ですね、私立の保育所に本市として学生さんが就職できるように、多くの学生さんに借りてもらうように頑張ってお対応していきたいと、事業を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 19

再 開 15 : 28

委員会を再開いたします。質疑ありませんか。

○宮嶋委員

すみません。説明がもうあったかもしれませんけれども、例えば5年間働けば返さなくてもいいということですが途中で、例えば2年とか3年で辞めざるをえなくなったという場合の、残りの奨学金を返還しないといけないと思うんですが、その際に、先ほどの奨学金のところでもありましたけれども、どういうふうな返却の仕方をするのか、一括で返せということはないんじゃないかなと思うんですけど、その辺ちょっとお聞きします。

○待機児童対策担当次長

条件の5年間の保育所の勤めができなくなった場合については、貸し付けが終わりましたら借受者と返還計画をつくっていただきまして提出してもらうことになっております。そして、条件の5年間の就業ができなくなった場合は、その時点で返還計画に基づきまして、期間は5年以内で返していただくというような形になります。金額につきましては、貸し付けを行いました全額を返していただくような形になります。そして5年間の勤務が条件でございますので、4年間で辞められても、貸し付けいたしました修学期間2年間とか4年制は4年間の金額につきまして最大5年以内で返済していただくような形になります。

○宮嶋委員

何年やっても、例えば半分勤めていても、その分についてはカウントは絶対にしないと。だからその2年後に辞めれば、その2年後辞めた時点から5年間かけて全額のお金を分割払いで、一括でもいいんでしょうけど、分割で払うと、そういうことですね。わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

ことし、公立の募集試験が今月あったと思います。私立の募集に対して、今現在のどのくらい——、わからない。要は修学資金貸付で、今お話があった飯塚市に働いてもらうということですので、やっぱりそのあたりが公立なのか私立なのかで変わってくるのもいけないと思いますし、同じように募集、魅力があるような形にしていけないといけないんじゃないかと思いますが、そのあたりこの貸付金制度で十分私立に新しい保育士さんが入るという自信はありますか。

○待機児童対策担当次長

自信はありますので、頑張りますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

次との関連もあるんですけど、私立保育所の離職率、それと原因、それを調べられているなら教えてください。

○待機児童対策担当次長

厚生労働省が調べた結果ということになります。厚生労働省の調査によりますと、保育士として就職してから5年以内に離職する方というのが、だいたい50%で、3年以内に離職される方が30%。その理由というのが結局、国の調査では、賃金の問題とか労働条件とか、そういう職場の条件とか、そういうことの原因で退職されたのがあるということです。

○城丸委員

今のは国の調査ですか。市内の調査じゃないのですか。

○待機児童対策担当次長

離職率の調査は国の調査でございます。市内の私立保育所の離職率の調査結果ではございません。

○城丸委員

国の調査が市にもある程度当てはまるということでもいいんですかね。当てはまるんですよ。

○待機児童対策担当次長

そのように考えております。私立保育所の園長さんにお尋ねしましても、3年以上の保育士さんというのは、一人前の保育士さんとなってほしい定着するというような話を聞いております。

○城丸委員

先ほどの話でしたら、5年に1日でも足りなかったら全額ということですよ。5年で半分辞めるということですよ。それも対応が悪いためにということが多いということですよ。それにもきて、返さないかんということになりますよね、それで。だから先ほど給与の比較の分も出していただきましたけど、何かこの貸付制度は、かゆいところに手が届いてないというような気がしてしょうがないですよ。それでもニーズがあって、そういう飯塚のほうに就職していただける自信があるということですので、これ以上言いませんけど、何かいまち、この金があったら何で直接しないのかと、貸し付ける金があったら何で直接しないのかというような気持ちが強いです。一応そういう意見を言って、終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

保育士の確保と待機児童解消ということで始まったということなんですが、貸付金が前回からして引き上げられて本当に勉強しようという人にとってはなかなかいい金額だと思いますし、これをもしきちっと働けば返さなくてもいいということですので、ただ先ほど言いましたように、親の税金の滞納があるために、これが受けられないっていうのは、そういう事例が出てきて、相談に応じてということもあるのかもしれないけれども、ぜひ親の責任であって子どもの責任でないというところで、その辺をぜひ改善を今後していただきたいという要望をつけて、賛成とします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第60号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

全会一致。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 飯塚市保育士生活資金貸付金条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○待機児童対策担当次長

議案書32ページ、「議案第61号 飯塚市保育士生活資金貸付金条例」についてご説明申し上げます。

本条例案を提案する理由といたしまして、市内に住民票を有し、保育士養成施設を卒業後2年以内に市内の私立保育所等（保育園・こども園）で常勤保育士として新規採用され、業務に従事する者に対し、生活を支援するための資金を貸し付ける保育士生活資金貸付金を創設し、経済的基盤の弱い若年保育士の離職を防止することにより、市内の私立保育所等の常勤保育士を確保し、もって市内の保育所等未利用児童の解消に寄与するため、本案を提出するものでございます。

本条例案は、13条の項目で構成されており、第1条に本条例の「目的」、第2条に用語の「定義」、第3条に「貸付けの要件」、第4条に「貸付金額等」、第5条に「貸付期間」、第6条に「貸付けの申請及び決定」、第7条に「契約の締結等」、第8条に「変更等の届出」、第9条に「契約の解除」、第10条に「貸付金の返還」、第11条に「返還の猶予」、第12条に「返還の免除」、第13条に規則への「委任」について定めております。

本件の貸付金の概要についてご説明申し上げます。

貸付金制度創設の目的は、市内に住民票を有する者で、保育士養成施設を卒業後2年以内に市内の認可された私立保育所、認定こども園等において、常勤保育士として新規採用され、貸し付け開始から業務に5年間従事することを約束する保育士に対し生活資金を貸し付けるもので、貸付金の金額の区分は、採用後、勤務開始月から起算して1年以内では2万円、勤務開始月から起算して1年を超え2年以内では月額1万5千円、勤務開始から起算して2年を超え3年以内では月額1万円の生活資金を無利子で貸し付けを行い経済的基盤の弱い若年保育士の生活を支援することにより、離職防止を図ろうというものです。

また、貸し付け開始後、市内の認可された私立保育所、認定こども園等に常勤保育士として引き続き5年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除することとしておりまして、これにより、市内私立保育所等での保育士定着を図り、保育士を確保しようとするというものでございます。

以上、簡単ですが「議案第61号 飯塚市保育士生活資金貸付金条例」の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

この制度は、今現在現役の保育士さんのための対策ということですね。この大きなところには、待機児童をなくすという、この根拠というのは子育てがしやすいまちづくりということですよ。その上に定住人口促進のためという大前提があるわけです。その前提をあわせて考えていただいて、ご質問させていただきたいんですけども、まず、きょういただいた資料1ページの(6)生活資金貸付事業アンケート調査、下のほうにあります、391人の保育士さんの中でこの制度を希望するか希望しないかといった場合に、希望される方が27.4%でした。希望されない方が56.5%ということです。この現状をどのようにお考えでしょうか。

○待機児童対策担当次長

アンケート調査につきましては、総数に対しまして、107名27.4%ということござ

いますが、107名の希望者があるというところで、一定のニーズはあるというふうを考えております。

○兼本委員

27.4%で、一定の効果があるというふうを考えてるということによろしいんですか。

○待機児童対策担当次長

107名の方につきましては、現在予算措置しております35人に含まれているというふうを考えておりますので、これはニーズがあると考えております。107名という数字につきましては、一定のニーズがあるというように考えております。

○兼本委員

ということは当然107名の方は1年目から3年目の方とかそういった形なんですか。

○待機児童対策担当次長

これは、今私立の保育所に在職されておられる方に勤務年数関係なくとりましたアンケートでございます。今申しましたこの107名、貸し付けがあれば希望するという107名につきましては、現在、私立保育所に調査いたしまして、市内居住で採用の3年以内の方、それを調べた上の35人が含まれているというふうを考えております。

○兼本委員

その221名の方、希望しない方56.5%いらっしゃるわけですね。この数字に対してどのように思われますか。

○待機児童対策担当次長

確かに私立391人、総数391人の常勤保育士さんの中では221人が、約56.5%が借りないという結果が出ております。しかしながら、一方で107人、27.4%の方がおられると。あれば利用を希望するという方がおられるということで、これはニーズがあるというふうを考えております。

○兼本委員

先ほど答弁で言われてました5年以内におやめになられる方が50%、3年以内の方が30%いらっしゃると。これその数字じゃないんですか。結局5年という縛りがあるから希望しないんだよといったことじゃないんですか。

○待機児童対策担当次長

今申しましたこの数字、3年以内が30%、5年以内が50%というのは国の数字でございます。今、調査いたしました市のほうは、市内のこの生活資金については、市内居住者で採用3年以内という条件をしております。そういう方々のいわゆる現役の保育士さんについて、その数を私立保育所に調査いたしまして、この35人という数字、いまさっき107人に35人が含まれると言いましたが、35人という数字は、生活資金の対象になります市内に居住で、採用3年以内の保育士さんの数でございます。

○福祉部長

この利用者につきましては、ニーズ調査によって全常勤保育士391人中107人もの希望者があったというふうに確認しております。そして、107人中、現在予算計上をさせていただいております貸付条件に該当する35人、その中に含まれているというふうに認識しております。

○待機児童対策担当次長

申しわけありません。貸付対象者でございます。今、私35と言いましたが32の誤りでございます。申しわけございません。

○委員長

どれを見たらいいかももう一度あわせて言っていただいたら。

○待機児童対策担当次長

配付いたしております保育士生活資金貸付金所要額調べの平成29年度所要額の方でございます。その27年度採用者が8人、28年度採用者が11人、29年度採用者が13人でございます、32人でございます。申しわけございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

このアンケートに答えられた方は市内居住者で3年以内、勤務3年以内じゃないんでしょう、全体でしょう。ならやっぱり、もうその3年以上になった方は自分たちには関係ないでしょう。だったらそういう、実際にこの資金が出てきたときに、使える対象になる人にアンケートをとるべきやないかなど。そうするとちょっと数が違ってくるんじゃないですか。

○待機児童対策担当次長

このアンケートの調査でございます。資料の14ページの左側でございます。生活資金貸付アンケートへのご協力をお願いしますという書き方がしてあります。ここで、常勤保育士の方全員にお尋ねしますと。下記のような新規採用保育士向けの生活資金貸付制度について、仮にご自身が新規採用保育士の立場であった場合、貸し付けの申し込み希望をいたしますかというような設問をしております。貸し付けする場合の条件といたしまして、市内認可保育所等に常勤保育士として新規採用された若年保育士に対する生活資金支援貸付金、採用から最大このときは2年間毎月2万円の貸し付けを行い、5年間市内私立保育所で勤務した場合には返還を免除するという、こういう条件の場合の生活資金があった場合、貸し付けを希望されますかどうかということでアンケートを出しました。

○宮嶋委員

みんないい人だったら、悪い人がいるとは言いませんけど、私なんかだったら何で私のときはこういうのがなくて、今さらこういうのをつくるのよっていうのが保育所の保育士さんとか、いろんなこういう補助金だとかが出てくる場合は、そういう話があるんですよ。そういう中で、保育士さん同士の中にこう、わだかまりみたいなものがあるということもあると思うんですよ。だから、やっぱり実際に、これを活用できる人に限定してとるべきであったんじゃないかなど。それ以外の人にまた、こういう制度どう思いますかっていうアンケートもいるかもしれないけれども、そこら辺きちっと取らないとアンケートの意味があまりなくなるんじゃないかなという気がします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○兼本委員

課長のほうの答弁ではその107人のうち飯塚市に在住してあって3年以内の保育所の方が32人いらっしゃるって、その方たちが仮にこういう制度があった場合使いますかというのと、使われるというご答弁でよろしいんですよ。よろしいわけですよ。

○待機児童対策担当次長

そういうふうに想定をしております。

○兼本委員

私もちょっと想定でお話させてもらっていいですか。例えば、これ今5年働かなくていけないと。で保育士さんってやはり子どもの教育っていうのはすごく熱心ですね。恐らくご自分もご結婚されて、ご自分のお子さんを育てたいという方もいらっしゃるかもしれません。そういう方でもししたら、今の状態ではこの5年というのがそういった計画はないからいいのかもしれないが実際に現実的に考えた場合に、この5年が例えば飯塚市の市内の方とご結婚される分は問題ないかと思えますけども、そうじゃない場合とかになってくるとなかなかその利用したくてもできないのではないかということがもし具体的に借りようっていった話になった

場合に、そういった問題がちょっとクリアできないと借りられないんじゃないかというふうに思いますが、どのように思われますか。

○待機児童対策担当次長

今言われる飯塚市内の居住条件を入れておりますので、今質問者をご指摘のとおり市外で結婚して出られたということになりますと、それが貸付金の返還ということに結びついてきますので、なかなか、そういう考えもあるんじゃないかというのは、ご指摘のとおりでございます。ただこれにつきまして、市内の保育所にずっと行っていただければ、これは11条のほうで返還の猶予ということで、出産、育児のために園の就業規則に基づいて、一時的に私立保育所を休職されるときにつきましては、すぐ返還ではなくて返還の猶予。また戻ってですね、業務していただければまた、通算して5年間勤務していただければそれで返還が免除されるということになりますので、市外に行かれる方はちょっと返還になりますが、市内の保育所に行っていたら、そういうことも考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:53

再 開 15:53

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

申しわけございません。この生活資金につきましては、市内居住要件はございません。失礼いたしました。市内保育所のほうに継続して勤務していただければ、この就業規則に基づいて産休できます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:54

再 開 16:07

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

この返済期間も契約期間のほうに含まれておりますので、5年間、いわゆる勤務5年間の縛りがございます。5年間は市内におっていただくという形になります。

○兼本委員

いわゆる5年といった問題が大きいのしかかっているのではないのかなというふうに思うわけですね。今、先ほどから定住促進のための対策であるということです。最初から、ちょっと私疑問に思っていたのが、これは貸し付けじゃないとだめなんですか。例えば、補助しますとか、そういった形じゃだめなんでしょうか。

○待機児童担当対策次長

補助金、いわゆるそのまま渡してしまう、支援金として渡すということとはできないのかということですが、これにつきましては、まずもって経済基盤の弱い若年保育士さんに貸付金をするというので、支援をしていただいて、そして、これは将来へ向けて、貸付開始から5年間はおられます市内私立保育所で勤務していただくという形で、保育所に行っていたら、ことを留めおくための方策といたしまして貸し付ける。約束どおり貸付開始から5年間勤務していただければ返済を免除する、実質的にはおあげするという形でとっております。

○兼本委員

例えばこれ、大学生のときから貸付金を借りた。そして社会人になって、保育士さんになって、3年間この貸付制度を借りた。で、ご本人は5年間頑張ろうと思っていたところで、自分は5年間働くから全額免除になるんだとも思われていて、ただし5年未満で終わってしまっ

たと。最初の学生時代の奨学金というのは、これ色々学校に行くための奨学金でありますから、これは当然、返済というのがあるけども、先ほど言われた5年間で返済しなくちゃいけないということですよ。それで、こちらのほうもそれにプラスしてなったときに、月々の返済額というのがそれなりに大きな額になるんじゃないのかなというふうに思うんですが、そのあたりはどのように思われますか。

○待機児童担当対策次長

返済金額につきましては、条件を満たさない場合は、お貸しした金額を返していただく、最大で3年間の貸付期間になると思いますが、短い方で今回半年ですけど、そういうことで条件を満たさない場合は重たくなるのではないかとということで、それは返済金としては、返済しなければならないということについては重たいと感じられる方もおると思います。

○兼本委員

ちなみにこの貸付金は、5年未満の場合は幾ら、何年で返済になるんですか。

○待機児童担当対策次長

修学資金と同じく5年以内で計画を立てて返していただくような形になります。

○兼本委員

結局、生活資金を貸し付けるということですから、もともと条件といいますか、貸し付けの条件というのは、生活が苦しいといったようなことが、この中に入ってませんが、そういった基準というのは、どうなっているんですかね。

○待機児童担当対策次長

今、ご指摘の基準額というのは設けておりません。基準額、いわゆる幾ら以上だったら貸し付けする、しないとかいう基準は設けておりません。これにつきましては、若年保育士さんの入って3年目以内の保育士さんは、まだ給料が低い中ご自分でも、保育の勉強を自費で購入しながら、自腹で勉強道具も買っていくというような形でされていると思います。保育士への市内居住要件、私立の保育士さんでございましたらこの採用3年未満でございましたら、貸し付けを行うという形になっております。

○兼本委員

結局、本来は大体は生活資金貸付ってというような形になってくるとそういった生活の基準等があるのではないのかなというふうにも思います。ただ、お借りになられるということは、それだけ生活やっていくのは厳しいということが、推測され、だからお金を借りることが推測されるわけなんですけどね。そういった場合に、これだけでも3年間フルで借りると54万円になるわけですよ。5年間働かれる方は、それで私はいいいと思いますけれども、5年未満の場合に貸すということは当然返してもらおうという義務が発生しますし、市としても当然、それは行っていかなくちゃいけないことにはなりますが、その貸し付けへの返済額を考えたときに、そういった形がとれるのかどうか、本当に、その辺はどのように思われますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:14

再 開 16:15

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

今、ご指摘の点でございますが、私どもとしては新規採用されて3年以内の経済基盤の弱い保育士さんの生活を支えて、支えされながら従事していただきまして、早期の離職を防いで、市内の私立保育所の保育士を確保していきたいという考えでございます。確かにご指摘のとおり、フルで借りました54万円、これ5年で返す場合は月9千円ずつでこの単独で貸付金だけであったら9千円ですが、ほかにという話になれば、また別の話になると思いますが、そうい

うような、5年以内の条件を満たさなかったら返済していただかないといけないというような、そういう制度であるということは周知しながら制度を進めていきたいというように考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

飯塚市のために一生懸命働いてもらっている保育士さんに、その貸し付けを、なんで根本的なところ貸し付けなのか。定住促進をはかる上でなんで貸し付けなのか、助成じゃなく、貸し付けなのか、ここをそういうふうに貸し付けにされた判断基準とか理由というのがどういふものがあるのか教えてください。

○待機児童対策担当次長

重ねての答弁になると思いますが、補助金であれば、そのままを渡してしまう。貸付金としておりますのは、いわゆる私立保育所に一定の期間、貸し付け開始から5年間は勤務していただきたいという思いがございますので、貸付金という形にいたしまして、もし条件満たさなかったら返してもらいますと。ただ、約束どおり5年以上勤務していただければ返還を免除する、実質は交付するというふうな形の貸付金を創設しているということでございます。

○委員長

なぜ、補助ではだめなのということですよ。

○副市長

市税滞納という話のときにこれは税金を活用しておりますという話をさせていただいたと思います。補助金じゃなくて、貸付金、税金ですので、貸付金をとりあえず貸して要件を満たせば免除になります。そこで、補助金的なことになりますので、とりあえずは貸付金ということで2つするというので貸付金制度にいたしました。

○兼本委員

大きな政策の目玉として出されるわけでしょう。ほかの所が、例えば船橋なんかもそうなんですけど、手当を出したりとか、大きくぼんぼんとその月々の家賃を補助しますとか、手当を出しますよとか、先ほどもあった修学資金を貸し付けますよ、というような形で出してくるわけですよ。例えば飯塚市よりも、条件がいいような他自治体があった場合に、この貸し付けを、飯塚市の目玉として、持って行って、ほかに勝てますか。

○待機児童対策担当次長

この形の生活資金貸付金を実施しようとしてるのは、県内では飯塚市だけというふうに考えておりますので、早く実施して、効果を上げたいというふうに考えております。

○兼本委員

ほかの、別の対策あったとしても負けないということで理解しておいてよろしいわけですか。

○副市長

他の制度に負ける、負けないということじゃなくて、とりあえずは未利用児童の解消に努めるに貸付金制度を設けてそれでやっていきたい。先ほど言いますように、よその自治体と置かれている立場も違うこともあると思います。だからその自治体で、いろいろ知恵を絞って制度をつくっていると思います。ただ我々も、これは、先ほど奨学資金のときにも申しましたけど、若者対策それから定住人口をふやすというようなことで、制度の一環としてやっております。補助をすればいいということじゃない。宗像も家賃補助等をしております。補助じゃなくて、貸付金制度でいくということで結果的には補助金と同じような形になりますので、この制度でやらせていただきたいと考えております。

○兼本委員

確かに条件を満たせば、そのような形になると思います。ただ、先ほどからちょっとお話しした

ように、条件を満たすまでの借りる側のことを考えると、逆にもうちょっと期間が短くても3年とかでもいいのかと。じゃないと借りないんじゃないのかなといったようなことも私は思っております。

次に、今度、国の補助金がございましたよね。上限で4万円という部分です。この4万円なんですけど、前回の委員会のときにおっしゃられていましたけれど、全員4万円もらえるわけじゃないよということですよね。そうすると、その変わり4万円は渡さなくてはいけない人もいらっしゃる。同じ研修を受けられて、同じ条件の場合に例えば誰に4万円を渡すのか。Aさんには4万円、Bさんには例えば2万円だといった場合に、そういったことを何で私が2万円なのかというふうに思って、こんなところで働きたくないと言ってやめるといような可能性はどうでしょう、ありますでしょうか、ないでしょうか。

○委員長

今の処遇改善Ⅱの分ですね。資料の3ページ、キャリアアップの仕組み等々の分になります。

○待機児童対策担当次長

今おっしゃいました4万円、これは2ページから処遇改善がありまして、その2ページ目のものでありますと、29年度で一番上の台形になってる分です。最大4万円の経験に着目したさらなる処遇改善ということで、平成29年度で新たに実施されました処遇改善です。これは、私立保育所等に勤務する常勤職員の技能、キャリアに応じた処遇改善として新たに創設されたもので、各保育所で新たに副主任保育士、専門リーダーや職務分野別リーダを設置するキャリアアップの仕組みを構築して、保育士等の処遇改善に取り組む私立保育所等に対して、このキャリアアップによる処遇改善に要する費用を私立保育所に交付する。公定価格、施設給付費に上載せして国から交付される。これについても、市のほうも4分の1、負担して実施するというものでございます。ご指摘のとおりこれにつきましては、各保育所のほうで今言いました、副主任保育士とか専門リーダーとか、そういう辞令を発令いたしまして、そういう方々が4万円の処遇を受ける。そして、それは、おおむね7年以上の方と。それには4ページに書いてありますが③ですが、月額4万円の配分につきましては、保育所等の判断で技能、経験を有する他の職員に配分することができます。ただし、月額4万円の対象者は一定数確保して、今ご指摘のとおり、4万円ももらえる人ももらえない人がでるのではないかとというのはそういうことは、生じることになります。

○兼本委員

逆に1年目から3年目という支援というのは、先ほど貸し付けということで言われてました。今度、この国のほうからこういった制度ができて、ベテランになってこられる方たちをフォローしようということですけども、恐らくこの時期っていうのもちょうどやめられる方が多いからこういうふうな制度ができていないかというふうに思うんですね。そこで、こういう制度ができました、でも私は4万円もらえます、私は2万円ですということ、やっぱりそこがすごくどうなのかなと。不満が出るのではないかな、この格差に不満が出るのではないかなというふうに思うわけです。これは幼稚園、保育士処遇改善のほうで、私立保育協会の会長からも要望書が出てたと思うんですけども、このあたりの格差の部分に対して、飯塚市が何かしらの支援をしてあげるといことも今度はベテラン保育士の確保のため必要ではないかというふうに思うんですが、どのように思われますか。

○待機児童対策担当次長

今ご指摘の処遇改善Ⅱというのが、これが国が今回創設いたしましたのは、やはり一般的な普通の保育士、それを横並びということではなくて、特に研修とかそういうことで技能を持った方、研修を受けて技能を持った方、キャリアアップされた方に対しまして各保育所が副主任保育士とか専門リーダーとかいう認定をして、他の保育士さんと区別をするという、それが適当であるかどうかわかりませんが、そういうキャリアのある方ということで、特にこの処遇改

善をするということで創設されております。でございますので、これについてまた市のほうが、処遇改善は当然このⅡにつきましても、4分の1の負担をいたします。当然、キャリアアップされた方についての負担金についても、市のほうも負担をして実施するような形ということでございます。それで、それ以外の処遇改善に対しましての市独自の処遇改善の事業はしないというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

さっきの修学補助にくらべて、よりかゆいところに少し近づいたかなという感じはしますけど、この中で、非常にちょっと疑問があるのは、先ほどこの給与比較表を出していただきましたよね。この分にこの補助を加えると逆転してますよね。これ公立より私立のほうが高くなっています。3年目は同じくらいですかね。それで、何で採用の3年で決められたのかということが非常に疑問なんです。というのが、これ10年に近づくとつれてこの差が広がっていつてるわけですよね。これで何というか、5割の離職率が下げられるかと思うんですよね。むしろ10年に近づいたほう、いろんなことでお金がいるんだと思うんですけど、その辺をまず補助してやる、補助をしてやるというか貸し付けでもいいんですけど、そういうことを考えるべきじゃなかったかなと非常に疑問に思うんですが、その辺どうですか。

○待機児童対策担当次長

今3年未満の保育士に支援することについてのご質問ございました。これにつきましては、私立保育協会の役員の園長先生たちにお聞きしましたところ、3年以上働いた保育士さんというのは、もう保育の面白さを実感することや、3年以上の経験者は保育士として一定完成しているという話でございます。また先ほど申しました国の示す処遇改善に保育士キャリアアップのしくみにおきましては、職務分野別リーダーの資格要件といたしまして、経験年数おおむね3年以上の保育士としておりまして、経験年数3年以上の保育士は一定完成された保育士というふうに判断しております。つきましては、経歴3年未満の新人の保育士に対しまして、保育知識や技術等取得のため自費購入する教材費等、経済的に補助いたしまして、真に保育士の生活を安定させるということで、新任保育士としての生活をスムーズにスタートしていただいて、真に保育士の確保と離職防止を図りたいということで、採用後3年間の給付としておるところでございます。

○城丸委員

3年で30%の離職率でしたかね。5年で50%ということで、その3年間を無事に過ぎればというか、やめないで継続するなら、ある程度は続くという判断でされたということですよ。50%、5年で。あと20%もやっぱりだんだんだんだん、何ていうか、差が広がっていくわけですよね。だからやっぱりその辺が、責任も重くなってくると思うんで、その辺の手当ても今後ですけど、必要じゃないかというふうに思うんですよね。それがやっぱり離職率を下げることにつながるし、保育士確保につながっていくというふうに考えますけど、どうでしょう。

○待機児童対策担当次長

ご指摘の件につきましては、今後いろいろ研究していきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:33

再 開 16:42

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○兼本委員

賛成の立場から討論させていただきます。今の答弁でかなり不安なところがたくさんあります。正直言いまして、5年以内での保育士たちの返済の件、本当に大丈夫なのか。それから、先ほど言った5年間ということで、3年目の30%の離職率はクリアできるかもしれません。だけど5年目の50%の離職率、これをどうクリアできるかというような対策がないと思っております。また、7年目以降の方々の格差、こういったところを全体的にクリアしないと待機児童解消にならないのではないかとというふうに私は考えております。ぜひ1年目から3年目だけの貸し付けじゃなくて、それ以外のことも考えないと、本当に飯塚市の目玉として打っていて、利用がなかったとかというようなことになるとやっぱり問題ですので、もう少し考察していただいて、よりよいものにしていただければというふうに思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○宮嶋委員

私も賛成の立場から討論を行います。私立保育所の常勤保育士を確保すると。いわゆる待機児童をなくすという目的に向かって工夫をされてると思いますので。ただ、今言われたように、ベテランの保育士さんたちの問題もあります、いろいろ。保育所の中というのはチームワークがいるところですから、その人たちが分断されるような先ほどの国からの4万円のお話ですけど、そういうのもきちっと工夫されて、もっともっと国の制度を要求していかないといけないのかもしれない。飯塚市だけではできないかもしれませんが、まず第一歩として、飯塚市でこの条例とおして、もっともっと本当に未来ある子どもを育てていく保育士さんたちの待遇改善のために、今後ともぜひがんばっていただきたいということを申し上げて、賛成とします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第61号 飯塚市保育士生活資金貸付金条例」について、原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙 手)

全会一致。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:45

再 開 16:53

委員会を再開いたします。

「議案第62号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○教育総務課長

「議案第62号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案書の36ページをお願いいたします。本案は提案理由のとおり、若菜児童館の新築移転に伴い位置が変わるため、本条例で規定している若菜児童館の位置を変更するものでございます。37ページの新旧対照表をごらんください。本条例別表の若菜児童館の位置について、小

正249番地2を小正268番地2に変更するものでございます。以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第62号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第66号指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長

「議案第66号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」について説明をさせていただきます。議案書の43ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。

指定管理者となる団体は、株式会社図書館流通センター、代表取締役、石井昭、所在地は東京都文京区大塚3丁目1番1号でございます。指定管理者に管理を行わせようとする期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。

44ページをお願いします。1の施設概要、2の業務内容、3の指定管理となる団体の概要については、議案書に記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

次に、公募及び選定の概要についてご説明いたします。公募につきましては、指定管理者候補者を公募、平成29年4月3日から5月31日までの間行ったところ、現場説明会4月20日には1団体の参加、提案書の申請では、1団体のみ申請受付となりました。次に、選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が、6月13日、7月10日、7月21日の3回開催され、選定の結果、申請された株式会社図書館流通センターが候補者に選ばれ、8月1日に選定委員長より市長に答申がなされました。

5の募集時点での指定管理料上限額及び6の選定評価結果については、議案書に記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

今日いただきました資料の2ページに、委員会の附帯意見というのがあります。これを読みますと、提案された収支予算書は収支が赤字で計上されており、その理由を、プレゼンテーションにおいて、次期5年間の事業における先行投資に対する意気込みと説明されたとありますが、今回、1社で図書館流通センターがとったわけですが、もしこれがほかのところも手を挙げてほかのところをとるということは考えられるのではないかと思います。そういう、交代の、選定の時期になっている中で、その赤字、どのくらいの赤字が出たのかわかれば、それも教えていただきたいのですが。赤字で、というのは、もしそうなった場合はどういう今後どういうふうになるのでしょうか。

○財産活用課長

ただ今質問委員の指摘の部分につきましては、指定管理の公募の際に、単年度の収支を出させております。これについて、選定委員の中から赤字で出すとは何事かというご指摘がございました。これが業者のプレゼンテーションのときに指摘をいたしましたら、業者のそのときの主張されることは、非常に飯塚市さんの図書館運営には力を入れておると。ですので、赤字幅は若干でございました。4万円くらいだと思うんですけども。その辺の意気込みを示したものであるという説明があったんですけども、選定委員会としてはこういう意気込みは全く必要ありませんので、我々の規定する指定管理料の中で、当然、指定管理は行っていただかないといけません。この辺の採点は非常に低くございました。競争相手がおれば、例えば同等の業者がおれば、この辺がマイナスになって、この業者が落選することもあるのではないかと考えております。

○宮嶋委員

この分、例えば、ほかの業者がとった場合ですよね。この赤字は、その次の業者に引き継がれるんですか。それとも損害賠償みたいなものはしなくてもいいんですか。

○財産活用課長

これはあくまでも当該業者のいわゆる財務計画でございますので、他の業者が応募されておれば、当然違う財務計画を持ってこられると思いますので、何ら影響はございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

公民館のときも申し上げましたが、指定管理というのはすぐわないというか、やっぱり直営で図書館はやっていくべきだということで反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第66号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

高齢者実態調査の結果について報告を求めます。高齢介護課長。

○高齢介護課長

高齢者実態調査の結果について配布資料に基づき、ご説明をさせていただきます。本実態調査につきましては、要介護の認定を受けていない65歳以上の方を対象とする介護予防日常生活圏域ニーズ調査と在宅で生活をしている要支援、要介護認定者の方を対象とした在宅介護実態調査の2種類を行っております。本調査につきましては、平成30年から32年度の3カ年を対象としました第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定の基礎資料とするものでございます。ニーズ調査につきましては、高齢者の生活状況や健康状態、地域とのつながり

など、高齢者を取り巻く課題の把握とそれに即した施策への反映、また、在宅介護実態調査につきましては、高齢者の適切な在宅生活の継続や家族など介護者の方の就労継続の実現等を検討することを目的として実施しております。ニーズ調査につきましては、無作為抽出による2100人の方に調査をしまして、有効回答数1496人、回収率は71.2%となっております。在宅実態調査につきましては、訪問による調査を600人、郵送による調査を1100人合計1700人の方を対象に行いまして、有効回答回収数は合わせて1167人、回収率は68.6%となっております。調査票につきましては、配付させていただいておりますので、詳細内容については省略させていただきます。本実態調査結果につきまして、先ほどの計画に反映していくための基礎資料として活用してまいりたいと考えております。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、平成29年度「新しい学びプロジェクト授業研究会in飯塚」について報告を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長

平成29年度「新しい学びプロジェクト授業研究会in飯塚」についてご説明をいたします。お手元の資料に沿って説明いたします。1ページをお願いいたします。

飯塚市では、21世紀を生きる子どもたちに必要な力の育成に向け、平成23年度より東京大学等と連携して協調学習の授業づくりの研究を進めてまいりました。本年度は、これまでの研究成果を発表すべく、全国大会を開催するに至りました。期日につきましては、平成29年10月27日、28日の2日間。発表校と致しましては、鯉田小、飯塚小、飯塚第一中学校、小中一貫校潁田校。全体会といたしましては、のがみプレジデントホテルを会場として使用いたします。次のページには、今回ご指導いただきます東京大学教授白水先生を初めとし、指導いただきます方々を掲載しております。参加者につきましては、市内外、他県を含めまして、現段階で300名以上の参加が見込まれております。当日の日程等をこのページから次のページにお示ししております。最後のページにつきましては、飯塚市のホームページにも掲載しております本大会のリーフレットをお示ししております。

以上簡単ではございますが、平成29年度「新しい学びプロジェクト授業研究会in飯塚」の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。